

大規模小売店舗立地法 届出の手引き

(第八版)

令和6年6月

岩手県商工労働観光部経営支援課

はじめに

この手引きは、岩手県内（大船渡市・花巻市内を除く。＊）において大規模小売店舗を設置しようとする場合、又は大規模小売店舗の施設の配置や運営方法などを変更しようとする場合に必要となる、大規模小売店舗立地法（同法施行令、同法施行規則を含みます。）及び岩手県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱に基づく手続についてまとめたものです。

大規模小売店舗に関する各種手続を行う際には、この手引きを御参照いただくほか、手続が円滑に行われるためにも、広域振興局の窓口にご相談ください。

なお、この手引きは、令和6年6月現在の岩手県における法の運用、手続についてまとめておりますが、今後事務手続の見直し等により予告なしに内容を変更する場合がありますので御留意ください。

※ 大船渡市・花巻市内に立地する大規模小売店舗に係る大規模小売店舗立地法に基づく県の権限については、岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の規定により、平成21年4月1日から大船渡市へ、平成29年4月1日から花巻市へ移譲していますので、大船渡市・花巻市内において大規模小売店舗を設置しようとする場合、又は大規模小売店舗の施設の配置や運営方法などを変更しようとする場合の手続については大船渡市・花巻市にお問い合わせください。

〈手引きのご使用にあたって〉

- ・この手引きで用いる略称は次のとおりです。

法 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）

施行令 大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）

施行規則 大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）

指 針 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）

要 綱 岩手県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱

- ・この手引きには、法、政令、施行規則及び指針は掲載していません。法令や指針については、経済産業省の次のウェブサイトにて解説が掲載されていますので、御参照ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/index.html>

大規模小売店舗立地法に関するお問い合わせは

- ・広域振興局 経営企画部（第7章参照）

または

- ・岩手県 商工労働観光部 経営支援課 まで

〒 020-8570 盛岡市内丸10番1号

Tel 019-629-5548

もくじ

第1章	法の対象となる店舗	2
第2章	大規模小売店舗の新設の手続	7
第3章	法第6条第1項の規定による変更の手続	17
第4章	既存店の手続について	20
第5章	法第6条第2項の規定による変更の手続	23
第6章	その他の手続（店舗の廃止・承継）	36
第7章	県が行う手続等について	38
第8章	出店（変更）計画概要書	40
第9章	概要書等記載例	43
（1）	出店の趣旨等計画の概要	44
（2）	法第5条第1項（新設）届出書	53
（3）	添付書類	57
（4）	添付図面（届出書・添付書類分）	72
（5）	指針配慮事項	75
（6）	添付図面（指針配慮事項分）	87
第10章	岩手県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱	89

第1章 法の対象となる店舗

1 大規模小売店舗の定義（法第2条）

この法律において「大規模小売店舗」とは、「一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超えるもの」をいいます。具体的には、

- ① 新設した店舗の店舗面積が1,000㎡を超えるもの
- ② 既存の店舗を増築することにより、増加後の店舗面積が1,000㎡を超えるもの
- ③ 既存の店舗を増築は伴わないが、店舗の一部又は全部の用途を変更し、店舗面積が1,000㎡を超えることとなるもの

であり、建物の新設、増築の有無を問わず、店舗面積が1,000㎡を超えるものをいいます。

2 「一の建物」

「一の建物」とは、独立した一の建物のほか、次のものも含まれます（政令第1条）。

- (1) 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）

屋根、柱又は壁を共有する建物を共通にする建物を一の建物とするものです。

一方、例えば駅の両端にそれぞれショッピングセンターがあるような場合には、駅建物を通じて、両端のショッピングセンターは屋根、柱又は壁を共通にする一の建物になっているが、実質的にみて、二つのショッピングセンターが各々別々の機能を果たしているときには、両者を一体として考える必要性がないため、それぞれが一の建物となります。

なお、道路その他の施設が「公共の用に供される」ものであるか否かは、次の条件を満たす場合その他管理権の所在、利用形態、建設目的などから総合的に判断することとします。

ア 買物客以外の通行人が相当数を占め、

イ 周辺の商店の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能であるもの。

- (2) 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物

別々の建物であっても、通路によって接続され機能が一体となっている場合には、一の建物となります。これは、実質的に、二つの建物が全体としてワン・ストップ・ショッピングの場を形成しているためです。

※ 専用通路によって接続され機能的に一体となっているものについては、専用通路であるかどうかについては、管理権の所在、利用者の内訳、建設目的などを総合的に判断して決定します。

地上の建物と地下街が接続している場合については、原則として次のように解釈します。

ア 地上の建物の下にある地下部分は一体として扱います。

イ 上記アの地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として別個の建物としますが、建物の構造、営業主体、営業方法などからみて機能的に同一と認められるものは、一の建物とします。

- (3) 一の建物（(1)及び(2)を含む。）とその附属建物をあわせたもの

(1)、(2)の場合も含めて、一の建物に「附属建物」があるときには、これも併せたものをもって、一の建物となります。

「附属建物」とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、営業主体、建物の構造、商品構成、顧客の通路などからみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるかを問いません。

3 店舗面積

「店舗面積」とは、「小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積」をいいます。

(1) 「小売業」

標準産業分類上「飲食店業」は小売業には含まれません。一方、物品加工修理業は、洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工などを意味するものですが、小売業と密接、不可分の関係にあるため、小売業に含まれます。

(2) 「小売業を行う」

物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。小売業を営利目的を持って行うかどうか、ということと、来客数や物流量とは直接関係がないので、生協や農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となります。

- ① 小売業者ではない者が、個展やバザーなどにおいて一回限りの販売を行うことは「継続反復して」行うことにはなりません。初めての販売行為であっても、継続反復の意思があれば小売業を行うものとします。
- ② カタログコーナーなど直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販売契約が締結されている場合は、小売業を行うものとされます。
- ③ 飲食店業における持ち帰り品の販売、旅行斡旋業における時刻表等の販売など、サービス提供事業における物品の販売は、その販売が、客観的にみて当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は、小売業を行っていることにはなりません。
- ④ 会員制販売であっても、最終消費者への販売行為と認められる場合は、小売業を行うものとされます。

(3) 「小売業を行うための店舗」

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいいます。）であって、その場所に客を集めて小売業を行うための用途に直接供されるものをいいます。

なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗のすべてが「小売業を行うための店舗」に該当することとなります。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば、「小売業を行うための店舗」にはなりません。

(4) 「床面積」

建築基準法（昭和25年法律第201号）の用語によることとされており、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます（建築基準法施行令第2条第1項第3号）。

4 店舗面積の範囲

店舗面積の範囲については、次のように解釈します。

(1) 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義
① 売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。
② ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。
③ ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
④ サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
⑤ 物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

(2) 店舗面積に含まれない部分

部分名	定義
① 階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。
② エスカレーター	エスカレーター装置（付属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。
③ エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
④ 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶための道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等があ

	る場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。
⑤ 文化催場	展覧会等の文化催しのためのみに供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑥ 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑦ 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑧ 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。
⑨ 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑩ 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑪ 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
⑫ 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
⑬ 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
⑭ はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。

(注) 1 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、柵、扉等固定したものとする。

2 塔屋と普通階の区別について

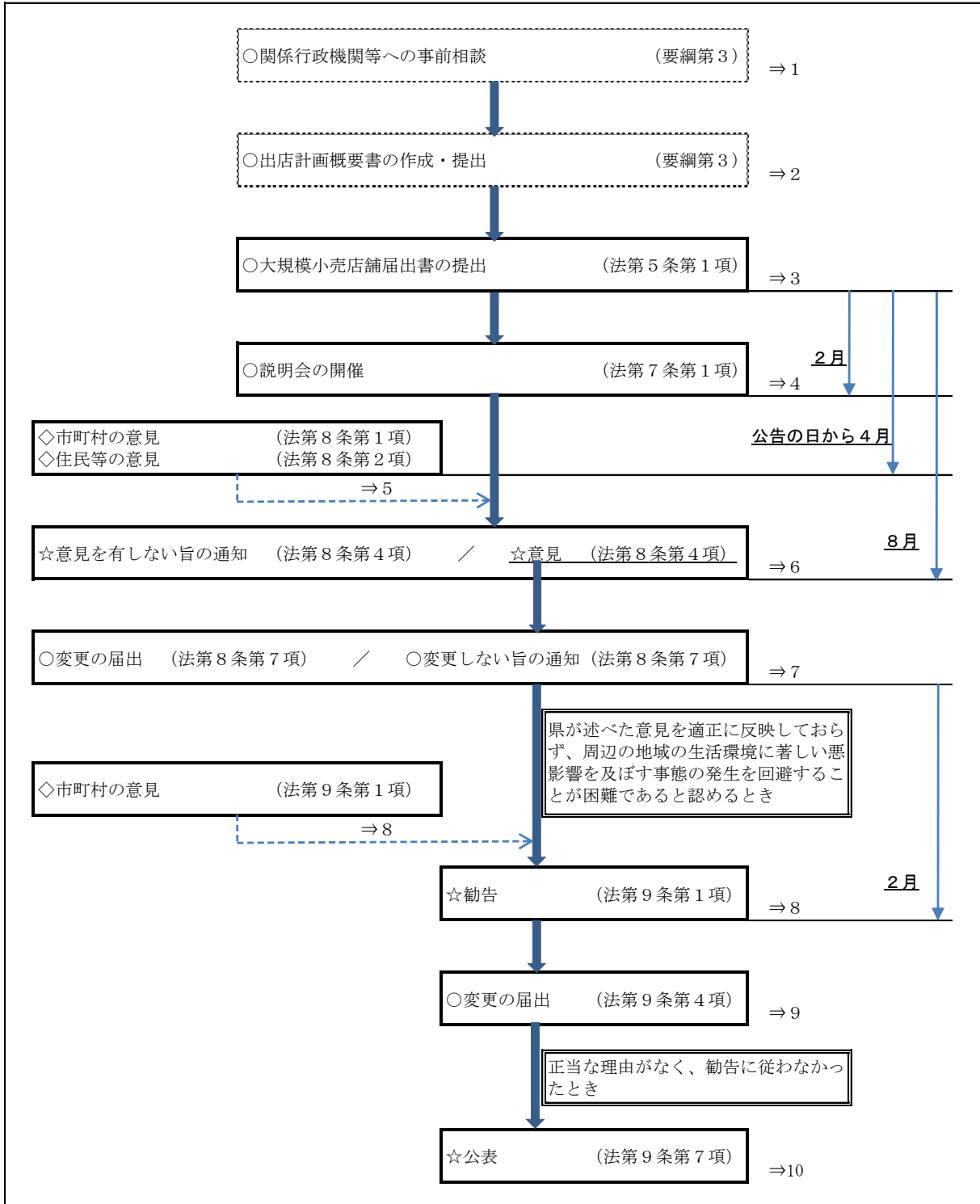
建築基準法施行令第2条第1項第8項の規定により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

第2章 大規模小売店舗の新設の手続

※ 増床などにより店舗面積が 1,000 m²を超えることとなる場合も新設の手続となります。

《 手 続 の 流 れ 》



※1 「○」は大規模小売店舗の設置者が行う手続、「☆」は県が行う手続、「◇」はその他の手続を示します。

2 「⇒」は、第2章の項目の番号を指しており、それぞれについて解説が掲載されています。

1 関係行政機関等への事前相談

大規模小売店舗の出店計画の策定にあたっては、関係法令の遵守はもちろんのこと、指針の内容を尊重し、技術的な事項などについて広域振興局、地元市町村、道路管理者、警察署等の関係行政機関と事前に十分な相談を行うことが重要となります。関係行政機関において所管する関連法令等との整合性を図り、手続の途上で計画内容の変更（場合により別途変更の届出・手続が必要となる）を可能な限り避けるため、関係行政機関との調整を行いながら出店計画を策定するよう努めてください。

2 出店計画概要書の作成

大規模小売店舗の出店計画について、法に基づく届出事項、添付資料、指針に基づく配慮事項などを把握するため、出店計画概要書の提出をお願いしています。これは、法に定める手続において義務づけられているものではありませんが、早い段階で県が計画内容を把握することにより届出後の手続を円滑にすることを目的としています。

また、当該計画概要書と併せ、届出書、添付書類、指針配慮事項の提出もお願いしています。

概ね、届出しようとする日の1月前までに提出くださるようお願いいたします（P40第8章、P43第9章参照）。

なお、提出時点の計画概要書や届出書等の内容については、上記1の関係行政機関との調整を経た段階のものとなるようご注意ください。

当該計画書に基づき、届出書等の記載内容を確認し、必要があれば記載方法などについて助言させていただくほか、場合によっては更に関係行政機関との調整をお願いすることもあります。

3 大規模小売店舗届出書

届出書の様式（施行規則様式第1）に従って届出書を作成し、添付書類（施行規則第4条第1項）を併せて提出していただきます。また、必要に応じて指針に基づく配慮事項も届出書への添付をお願いします。

届出日から8月間、店舗の新設（開店）が禁止されていますので（法第5条第4項）、開店予定日を考慮のうえ届け出てください（営業を開始しようとする日の8月前までに届出を行うことが想定されます。）。

提出部数については、広域振興局にお尋ねください（要綱第6参照）。

この届出の概要は公告されるとともに、公告の日から4月間縦覧されます（法第5条第3項）。

4 説明会の開催

大規模小売店舗を設置しようとする者は、届出日から2月以内に説明会を開催しなければなりません（法第7条第1項）。

(1) 説明会の開催方法

法では、説明会の日時と場所の決定にあたり県及び市町村の意見を聴くことができるとされておりますが（法第7条第3項）、基本となる開催方法の考え方を次のとおりとしますので、参考としてください。

① 開催日時

より多くの地域住民等が参加しやすいことを前提に日時を設定することとします。具体的には平日の昼間は避けるようお願いします。

② 開催場所及び会場

店舗所在地が属する市町村内で、参加者が参集しやすい店舗の所在地周辺とし、十分な収容規模をもった施設とします。

③ 開催回数

原則は1回ですが、店舗の立地が周辺の生活環境に与える影響などから判断し、3回を上限として県が回数を指定することがあります（要綱第8参照）。

④ 説明資料等

説明会開催者の責任において準備することとします。なお、出店計画概要書を利用して結構です。届出書及び添付資料の内容のほか、指針において対応が求められている事項への対応策が説明できるような資料としてください。

(2) 説明会の開催公告

説明会の開催日の1週間前までに、説明会の開催公告を行う必要があります（法第7条第2項）。

① 方法

次のいずれかの方法によることとしています（要綱第10参照）。

なお、ア以外の方法で公告を行った場合は、「説明会開催予定公告実施報告書」（⇒参考様式：P14）の提出をお願いします。

ア 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙2紙に掲載すること。

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に折り込み広告を出すこと。

ウ 説明会開催者が印刷物を各戸配布すること。

エ 市町村の協力を得て、市町村の公報又は広報誌に掲載すること。

オ その他広域振興局長が適切と認める方法

② 公告内容

法第7条第2項で定められている日時及び場所のほか、次の事項を掲載するようお願いします。

ア 当該大規模小売店舗の名称及び所在地

イ 当該大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

ウ 当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計

エ 大規模小売店舗の新設をする日

オ 説明会に関する問い合わせ先

カ 必要に応じ、開催会場の地図

③ 周知範囲等

①のイ、ウ又はオの方法により開催公告を行う場合の公告範囲については、当該大規模小売店舗の立地が生活環境に与える影響の及ぶ範囲を考慮して設定すべきであることから、あらかじめ広域振興局に相談するようお願いします。

なお、当該大規模小売店舗の店舗面積の合計が1万平方メートルを超える場合は敷地境界から概ね2キロメートルの範囲、1万平方メートル以下の場合は敷地境界から概ね1キロメートルの範囲を目安としています。

(3) 説明会実施状況報告書の作成

説明会開催後、説明会の開催状況をまとめた「説明会実施状況報告書」（⇒参考様式：P15）の作成・提出をお願いしています。

① 記載項目、様式

「説明会実施状況報告書」（⇒参考様式：P16）の各項目にしたがって実施状況を記載してください。なお、説明会での配付資料の添付をお願いしています。

② 提出時期

説明会開催後遅滞なく（1～2週間程度）提出されるようお願いしています。

※ 説明会を開催できないとき

施行規則第13条第1項各号に規定する事由により説明会を開催することができない場合は、速やかに広域振興局にその旨を申し出てください（要綱第12参照）。

5 市町村・住民等の意見

届出の内容について、市町村と住民等は意見を述べるすることができます。

(1) 市町村の意見

県は、届出の内容について、地元市町村から大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならないことになっています（法第8条第1項）。聴取した意見については、その概要が公告されるとともに、公告の日から1月間縦覧されます（法第8条第3項）。

(2) 住民等の意見

届出の内容について、市町村の区域内の住民のほか、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のために店舗の設置者が配慮することとした事項について意見を有する者は、届出の公告のあった日から4月以内に、県に対して意見を述べるすることができます（法第8条第2項）。述べられた意見については、その概要が公告されるとともに、公告の日から1月間縦覧されます（法第8条第3項）。

6 県の意見・意見を有しない旨の通知

広域振興局長は、届出日から8月以内に、届出書、添付書類、その他提出された書類の内容について、地元市町村と住民等の意見に配慮し、指針を勘案して、県の意見の有無や内容を決めます（法第8条第4項）。

(1) 県の意見

県が意見を述べる場合、要綱様式第9号により届出者にその旨を通知します。

また、県の意見は、その概要が公告されるとともに、公告の日から1月間縦覧されます（法第8条第6項）。

(2) 意見を有しない旨の通知

県が意見を有しない場合、要綱様式第9号により届出者にその旨を通知します。

意見を有しない旨の通知が行われた場合、その通知をもって法の手続は終了し、大規模小売店舗の設置者は届出日から8月以内であっても大規模小売店舗を設置（営業を開始）

することが可能となります（法第8条第5項）。この場合においては、既に届け出られている大規模小売店舗の新設日を繰り上げる旨の変更の届出は不要です（法第6条第2項・施行規則第7条第1項第2号。）。

7 県の意見を踏まえた変更の届出等

県の意見の通知を受けた場合、大規模小売店舗の設置者は、出店計画が指針の配慮事項を十分踏まえたものかを再検討し、次の(1)による届出又は(2)による通知を行うこととなります（法第8条第7項）。この届出又は通知をした日から2月を経過しないと大規模小売店舗を設置（営業を開始）することはできません（法第8条第9項）。

提出部数については、広域振興局にお尋ねください（要綱第6参照）。

(1) 変更の届出

再検討の結果、届出事項（法第5条第1項に掲げる事項）を変更する場合（添付書類のみの変更は除きます。）は、届出事項変更届出書（施行規則様式第5）により届出書を作成し、提出してください。

この場合において、添付書類に変更がある場合は、変更に係る添付書類も併せて提出してください。

変更届出書の提出があった場合、その概要が公告されるとともに、公告の日から4月間縦覧されます（法第8条第8項）。

(2) 届出事項を変更しない旨の通知

再検討の結果、施行規則第4条第1項各号の添付書類のみを変更する場合も含め、届出事項を変更しないこととした場合は、要綱様式第10号により通知を作成し、提出してください。

添付書類のみを変更する場合は、通知書に変更後の添付書類を添付してください。

なお、通知書には、届出事項の変更を行わなくとも当該大規模小売店舗の周辺地域に著しい悪影響を及ぼさないことを証する資料を添付するようお願いしています。

※ 届出事項を変更しない旨の通知は、法に基づく公告・縦覧の対象にはなりませんが、情報公開制度の対象になります。

8 県の勧告

広域振興局長は、7の届出・通知のあった日から2月以内に、当該届出又は通知の内容をもとに、指針を勘案し、県の勧告の有無及び内容を決定します。なお、勧告する場合は、地元市町村の意見を聴くことになっています（法第9条第1項）。

(1) 県の勧告

県が勧告を行う場合、要綱様式第11号により大規模小売店舗の設置者に勧告するとともに、その旨を公告します。

(2) 勧告を行わない場合

県が勧告を行わないことを決定した場合でも、7の届出又は通知をした日から2月を経

過しないと大規模小売店舗を設置（営業を開始）することはできません（法第8条第9項）。

9 県の勧告を踏まえた変更の届出

県の勧告を受けた場合、大規模小売店舗の設置者は、出店計画が指針の配慮事項を十分踏まえたものかを再検討し、次の(1)による届出（法第9条第4項）を行うこととなります。

提出部数については、広域振興局にお尋ねください（要綱第6参照）。

(1) 変更の届出

再検討の結果、届出事項（法第5条第1項に掲げる事項）を変更する場合（添付書類のみの変更は除きます。）は、届出事項変更届出書（施行規則様式第6）により届出書を作成し、提出してください。

この場合において、添付書類に変更がある場合は、変更に係る添付書類も併せて提出してください。

変更届出書の提出があった場合、その概要が公告されるとともに、公告の日から4月間縦覧されます（法第9条第5項）。

(2) 変更の届出をしない場合

(1)の届出をしないで大規模小売店舗を設置（営業を開始）したときは、正当な理由がなく勧告に従わないものとして、公表することになります（要綱第17第1項参照）。

10 公表

県は、提出された9の届出書の内容をもとに、勧告を適正に反映しているかどうかを審査し、公表の有無を決定します（法第9条第7項）。

なお、公表は、岩手県報への登載及び報道機関への記者発表により行います（要綱第17第2項参照）。

参考様式

説明会開催予定公告実施報告書

年 月 日

広域振興局長 様

氏名又は名称
代表者の氏名
住 所

年 月 日付けでした〔大規模小売店舗の名称〕に係る大規模小売店舗立地法第5条第1項（第6条第2項、附則第5条第1項、附則第5条第3項において準用する同条第1項）の規定による届出について、同法第7条第1項の規定により開催する説明会の開催予定日時等を同条第2項の規定により次のとおり公告しましたので、報告します。

記

- 1 公告の方法
- 2 公告の年月日

備考 当該公告の写しを添付すること。

(A4)

参考様式

説明会実施状況報告書

年 月 日

広域振興局長 様

氏名又は名称
代表者の氏名
住 所

年 月 日付けでした〔大規模小売店舗の名称〕に係る大規模小売店舗立地法第5条第1項（第6条第2項、附則第5条第1項、附則第5条第3項において準用する同条第1項）の規定による届出について、同法第7条第1項の規定により別紙のとおり説明会を開催しましたので、報告します。

備考 「別紙」を添付すること。

(A4)

別紙

説明会実施状況報告書

1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
2 開催予定日時等の公告の方法及び年月日	
3 開催の日時及び場所	
4 参加者数	
5 参加者からの質問内容及び説明会開催者の応答内容	
6 その他特記事項	

備考1 説明会を複数回開催した場合は、開催の日時ごとに別葉にすること。

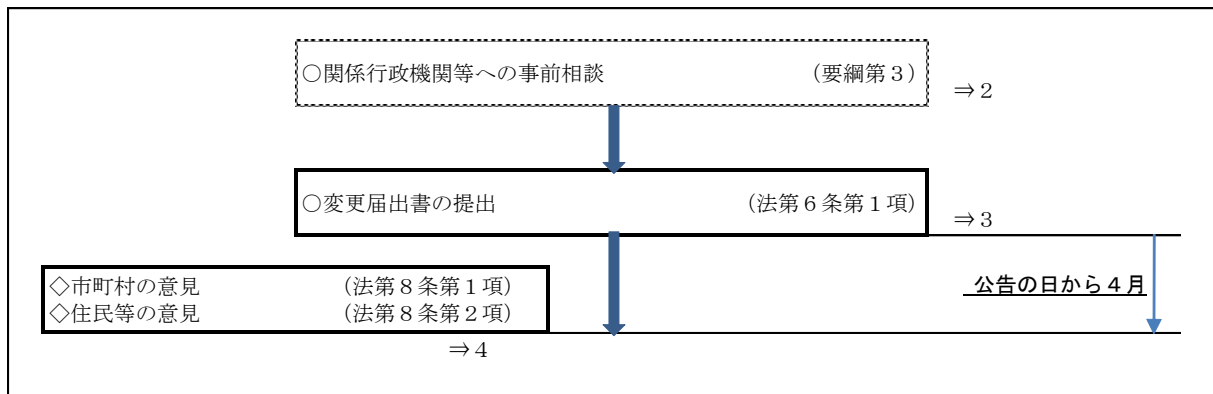
2 参加者への配付資料を添付すること。

(A4)

第3章 法第6条第1項の規定による変更の手続

- ※ 「大規模小売店舗の名称、所在地」
「大規模小売店舗の設置者・小売業者の氏名・名称・(法人の) 代表者氏名、住所」
の変更が該当します。

《 手 続 の 流 れ 》



- ※1 「○」は大規模小売店舗の設置者が行う手続、「◇」はその他の手続を示します。
2 「⇒」は、第3章の項目の番号を指しており、それぞれについて解説が掲載されています。

1 対象となる変更

法第6条第1項の規定による変更の届出は、次の事項の変更が該当します。

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地(住居表示の変更など、形式的な番地変更等によるもの。)
- (2) 大規模小売店舗の設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所(法人の場合は代表者の氏名)

2 事前相談

法第6条第1項の規定による変更の届出を行おうとする場合は、届出前に広域振興局の窓口に御相談ください。

※ 計画概要書を作成していただく必要はありません。

3 変更届出書

届出書の様式(施行規則様式第2)に従って届出書を作成し、提出していただきます。

この届出は、形式的な変更を事後報告していただく内容となりますが、変更後遅滞なく(1～2週間以内を目安として)行ってください。

提出部数については、広域振興局にお尋ねください(要綱第6参照)。

4 市町村・住民等の意見

届出の内容について、市町村と住民等は意見を述べることができます。

(1) 市町村の意見

県は、届出の内容について、地元市町村から大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならないことになっています(法第8条第1項)。この意見は公告されるとともに、公告の日から1月間縦覧されます(法第8条第3項)。

(2) 住民等の意見

届出の内容について、市町村の区域内の住民のほか、大規模小売店舗の周辺の生活環境の保持のために店舗の設置者が配慮することとした事項について意見を有する者は、届出の公告のあった日から4月以内に、県に対して意見を述べることができます（法第8条第2項）。述べられた意見については、その概要が公告されるとともに、公告の日から1月間縦覧されます（法第8条第3項）。

※ 市町村・住民等の意見の公告・縦覧をもって手続は終了となります。

第4章 既存店の手続について

※ 旧大店法の調整を経て出店した店舗等の法手続関係を掲載しています。

1 はじめに

次に掲げる大規模小売店舗（店舗面積が1,000㎡を超えるもの。以下「既存店」といいます。）は、法施行時点においては、法に基づく手続を行う必要はなく、また、いずれの既存店も法施行時点（②の店舗にあっては、開店又は当該変更を行った時点）の店舗面積、施設の配置及び運営方法のままで小売業を継続している限りは法に基づく手続は必要ありません。

- ① 法施行の時点で「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（旧大店法）」による調整を経て既に開店している大規模小売店舗
- ② 平成13年1月31日までに旧大店法の調整を経て開店し、あるいは増床などの変更を行った大規模小売店舗
- ③ 法施行の時点で既に開店している生協・農協店舗

2 法に基づく手続が必要となる変更事項

既存店が、法施行後に初めて次の変更を行おうとする場合は、法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出・手続が必要となります。

(1) 店舗面積の合計を増やす（減らす）場合

(2) 店舗の施設の配置に関する事項

- ① 駐車場の位置を変更する場合
- ② 駐車場の収容台数を増やす（減らす）場合
- ③ 駐輪場の位置を変更する場合
- ④ 駐輪場の収容台数を増やす（減らす）場合
- ⑤ 荷さばき施設の位置を変更する場合
- ⑥ 荷さばき施設の面積を増やす（減らす）場合
- ⑦ 廃棄物等の保管施設の位置を変更する場合
- ⑧ 廃棄物の保管施設の容量を増やす（減らす）場合

(3) 店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 開店時刻を繰り上げる（繰り下げる）場合
- ② 閉店時刻を繰り上げる（繰り下げる）場合
- ③ 来客が駐車場を利用することができる時間帯を延長する（短縮する）場合
- ④ 駐車場の自動車の出入口の数を増やす（減らす）場合
- ⑤ 駐車場の自動車の出入口の位置を変更する場合
- ⑥ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を延長する（短縮する）場合

既存店については、最初の変更の届出（法附則第5条第1項の規定による届出）が行われたものが法第6条第2項の届出とみなされるため、**法第6条第2項ただし書（変更の内容によっては届出不要となる規定（第5章参照））の適用がありません。**

3 届出項目

法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出を行う場合は、変更しようとする項目のほか、法第5条第1項第1号、第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項で変更しない項目についても届出が必要となります（法附則第5条第1項）。これは、既存店が最初の変更届出を行うことを契機に、当該既存店を法の体系に組み込むためです。

4 手続の流れ

前述のとおり、法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出は、法第6条第2項の届出とみなされます（法附則第5条第4項）。このため、変更の手続は、「法第6条第2項の規定に基づく変更の手続」と同様の流れで手続を行うこととなります。⇒ 第5章を参照してください。

ただし、既存店の届出については、「店舗に附属する施設の位置の変更」のほか、「一時的な変更」及び「店舗面積を減少させる変更」についても、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと県が認める場合は軽微な変更に該当し、8月を経過しなくとも変更を行うことが可能となります（法第6条第4項、施行規則第8条、施行規則附則2）。⇒ 第5章を参照してください。

なお、法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出の場合においても、必要に応じて変更計画概要書の作成をお願いしています（P40第8章、P43第9章参照）。

※ 法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出のうち、変更しようとする事項以外の事項については、説明会、住民の意見等、一連の手続の対象とはなりません。

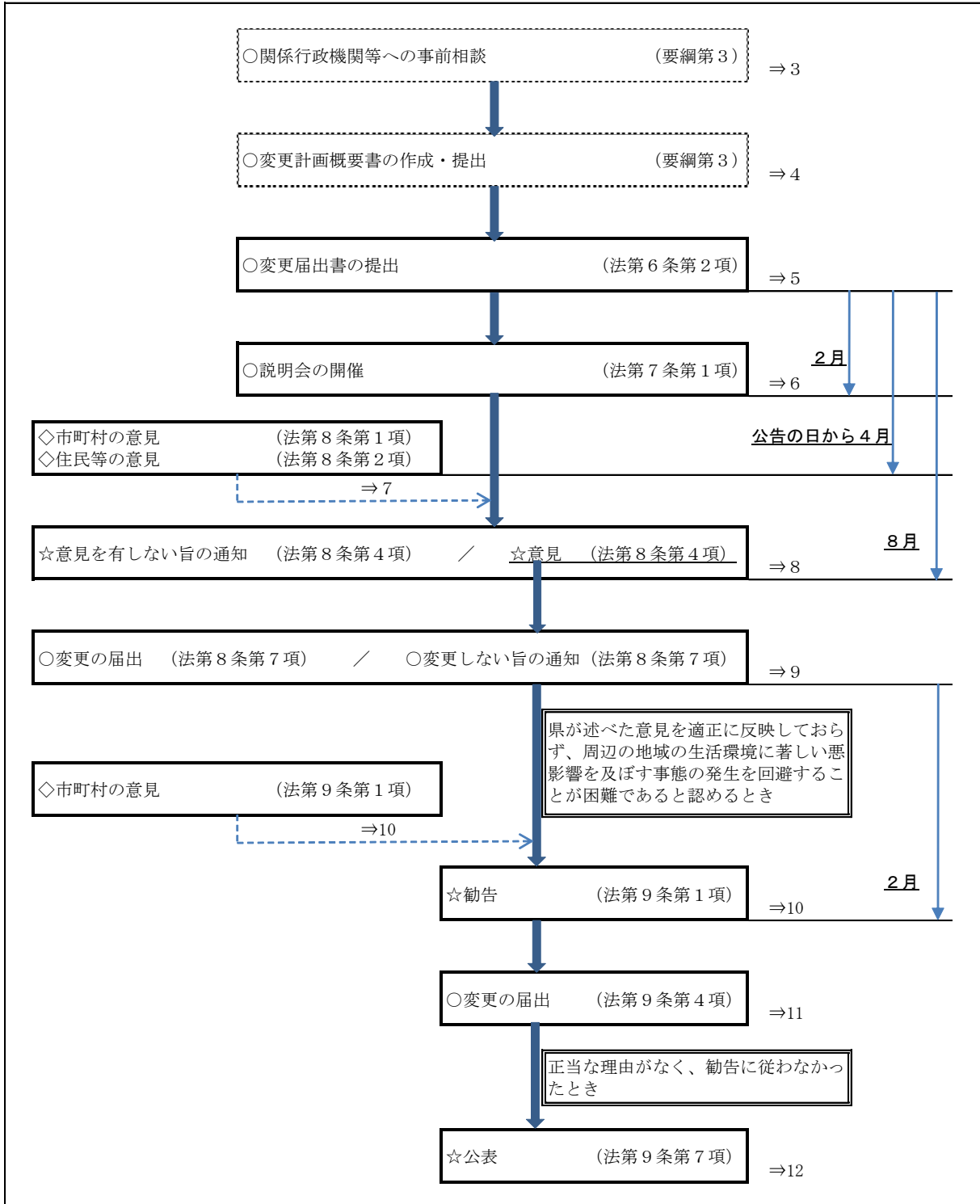
5 既存店の最初の届出後の取扱いについて

既存店が法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出をした後は、「法に基づいて開店した大規模小売店舗」と同様の扱いとなるため、届出事項の変更については法第6条第1項又は第2項の規定に基づく手続を行うこととなります。

第5章 法第6条第2項の規定による変更の手続

- ※ 「大規模小売店舗の新設をする日」
 - 「大規模小売店舗内の店舗面積の合計」
 - 「大規模小売店舗の施設の配置に関する事項」
 - 「大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項」
- の変更が該当します。

《 手 続 の 流 れ 》



※1 「○」は大規模小売店舗の設置者が行う手続、「☆」は県が行う手続、「◇」はその他の手続を示します。

2 「⇒」は、第5章の項目の番号を指しており、それぞれについて解説が掲載されています。

3 既存店が変更を行う場合の附則第5条第1項(第3項)の規定による変更の手続も同様の流れになります。

4 変更の届出の場合は、「軽微な変更(8月制限の除外)」や「簡易な方法(掲示)による説明会で足りる変更」など、手続が軽減される取扱いがあります。これらについては、「13」で触れています。

1 対象となる変更

法第6条第2項による変更の届出は、次の事項の変更が該当します。

- ① 大規模小売店舗の新設をする日（開店日）
- ② 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ③ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ④ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

2 届出が不要となる変更事項

法第6条第2項ただし書では、変更届出書の提出を必要としない変更について定められており、その内容は次のとおりです（施行規則第7条第1項）。

- ① 事故や災害時、周辺の道路の工事などに伴い「一時的な変更」を行う場合
- ② 大規模小売店舗の新設の届出に対し県から意見を有しない旨の通知がなされた場合において開店日を「繰り上げ」ようとする場合
- ③ 大規模小売店舗の新設をする日（開店日）を「繰り下げ」ようとする場合
- ④ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を「減少」させる場合
- ⑤ 店舗面積の増加で、増加部分の面積が「1割以下」の場合（それまでの届出面積が10,000㎡未満の大規模小売店舗）
- ⑥ 店舗面積の増加で、「1,000㎡以下」の増加の場合（それまでの届出面積が10,000㎡以上の大規模小売店舗）
- ⑦ 駐車場又は駐輪場の収容台数を「増加」する場合
- ⑧ 荷さばき施設の面積を「増加」する場合
- ⑨ 廃棄物等の保管施設の容量を「増加」する場合
- ⑩ 開店時刻の「繰下げ」又は閉店時刻の「繰上げ」を行う場合

※ 既存店について

既存店については、法附則第5条第1項の規定による届出となることから、「届出が不要となる変更事項」は適用されません（第4章参照）。

～以下は、既存店が行う法附則第5条第1項の規定による変更の手続と共通です。～

3 関係行政機関等への事前相談

大規模小売店舗の新設の場合と同様、大規模小売店舗の変更計画の策定にあたっては、関係行政機関と十分に協議・相談を行うことが重要となります。関係行政機関において所管する関連法令等との整合性を図り、手続の途上で計画内容の変更（場合により別途変更の届出・手続が必要となる）を可能な限り避けるため、変更しようとする内容に応じ、関係行政機関との調整を行いながら変更計画を策定するよう努めてください。

4 変更計画概要書の作成

大規模小売店舗の変更計画について、法に基づく届出事項、添付資料、指針に基づく配慮事項などを把握するため、変更計画概要書の提出をお願いしています。これは、法に定める手続

において義務づけられているものではありませんが、早い段階で県が計画内容を把握することにより届出後の手続を円滑にすることを目的としています。

また、当該計画概要書と併せ、届出書、添付書類、指針配慮事項の提出もお願いしています。

概ね、届出しようとする日の1月前までに提出くださるようお願いいたします（P40第8章、P43第9章参照）。

なお、提出時点の計画概要書や届出書等の内容については、上記3の関係行政機関との調整を経た段階のものとなるようご注意ください。

当該計画書に基づき、届出書等の記載内容を確認し、必要があれば記載方法などについて助言させていただくほか、場合によっては更に関係行政機関との調整をお願いすることもあります。

※ 周辺の生活環境への影響が明らかでないものと認められる変更の場合

変更しようとする内容が周辺の生活環境に与える影響が明らかでないものと認められる場合は、変更計画概要書の作成は依頼いたしません。この場合は、届出書、添付書類、指針配慮事項のみを1月前までにご提出いただき、それらの記載内容について確認させていただきます。

5 変更届出書

届出書の様式（施行規則様式第3・様式第8）に従い、法及び施行規則において「届出事項」とされている項目について届出書を作成し、必要な添付書類及び指針配慮事項と併せて提出していただきます。

提出部数については、広域振興局にお尋ねください（要綱第6参照）。

この届出の概要は公告されるとともに、公告の日から4月間縦覧されます（法第6条第3項）。

(1) 添付書類

施行規則に定められている添付書類のうち、届出をしようとする変更の内容に応じ必要となるもの（当該変更により状況が変わるもの）を適宜選択し、施行規則第4条第1項に規定されている順にまとめ、作成していただきます。

(2) 変更の制限

① 「大規模小売店舗の新設をする日（開店日）」、「大規模小売店舗内の店舗面積の合計」、「大規模小売店舗の施設の配置に関する事項」の変更の場合は、届出日から8月間は当該変更が禁止されています（法第6条第4項）ので、変更予定日を考慮のうえ届け出てください（変更しようとする日の8月前までに届出を行うことが想定されます。）。

※ 「軽微な変更」に該当する場合

法第6条第4項ただし書の規定により「軽微な変更」として県が認めたものについては、8月を経過しなくとも変更を行うことが可能な場合があります。 ⇒ 13参照

② 「大規模小売店舗の施設の運営に関する事項」の変更の場合は、あらかじめ届出がなされれば良く（変更しようとする日の前日までに届け出れば足りる）、また、変更の制限はありません。

【参考】 変更内容別・必要添付書類一覧（標準的な例であり、変更内容などにより個別に変わります。）

◎ ⇒ 原則として添付が必要となる書類

○ ⇒ 変更内容により添付が必要となる可能性のある書類を示しています。

必要となる添付書類の種類（施行規則第4条第1項）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
大規模小売店舗の新設をする日（開店日）の繰上げ												
大規模小売店舗内の店舗面積の合計の増加		○	◎	◎	○	○		○	○	◎	○	◎
駐車場の位置の変更			○		◎	◎		○		◎	○	
駐車場の収容台数の減少			○	◎	◎	◎		○		○	○	
駐輪場の位置の変更			○									
駐輪場の収容台数の減少			○									
荷さばき施設の位置の変更			○				◎	○		○	○	
荷さばき施設の面積の減少			○				◎	○		○	○	
廃棄物等の保管施設の位置の変更			○					○		○	○	○
廃棄物等の保管施設の容量の減少			○					○		○	○	◎
小売業者の開店時刻の繰上げ／閉店時刻の繰下げ								○	○	◎	○	
来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更					○	○		○		◎	○	
駐車場の自動車の出入口の数の変更／位置の変更					◎	◎		○		◎	○	
荷さばきを行うことができる時間帯の変更							◎	○		◎	○	

- ※ 添付書類
- 1 法人にあってはその登記事項証明書
 - 2 主として販売する物品の種類
 - 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
 - 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
 - 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
 - 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
 - 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
 - 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
 - 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
 - 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
 - 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
 - 12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

6 説明会の開催

変更に係る大規模小売店舗の設置者は、届出日から2月以内に説明会を開催しなければなりません（法第7条第1項）。

(1) 説明会の開催方法

法では、説明会の日時と場所の決定にあたり県及び市町村の意見を聴くことができることとされておりますが（法第7条第3項）、基本となる開催方法の考え方を次のとおりとしますので、参考としてください。

① 開催日時

より多くの地域住民等が参加しやすいことを前提に日時を設定することとします。具体的には平日の昼間は避けるようお願いします。

② 開催場所及び会場

店舗所在地が属する市町村内で、参加者が参集しやすい店舗の所在地周辺とし、十分な収容規模をもった施設とします。

③ 開催回数

原則は1回ですが、変更の内容が周辺的生活環境に与える影響などから判断し、3回を上限として県が回数を指定することがあります（要綱第8参照）。

④ 説明資料等

説明会開催者の責任において準備することとします。なお、変更計画概要書を利用しても結構です。届出書及び添付資料の内容のほか、指針において対応が求められている事項への対応策が説明できるような資料としてください。

(2) 説明会の開催公告

説明会の開催日の1週間前までに、説明会の開催公告を行う必要があります（法第7条第2項）。

① 方法

次のいずれかの方法によることとしています（要綱第10参照）。

なお、ア以外の方法で公告を行った場合は、「説明会開催予定公告実施報告書」（⇒参考様式：P14）の提出をお願いします。

ア 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙2紙に掲載すること。

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に折り込み広告を出すこと。

ウ 説明会開催者が印刷物を各戸配布すること。

エ 市町村の協力を得て、市町村の公報又は広報誌に掲載すること。

オ その他広域振興局長が適切と認める方法

② 公告内容

法第7条第2項で定められている日時及び場所のほか、次の事項を掲載するようお願いしています。

ア 当該大規模小売店舗の名称及び所在地

イ 当該大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

ウ 変更届出の概要

エ 説明会に関する問い合わせ先

オ 必要に応じ、開催会場の地図

③ 周知範囲等

①のイ、ウ又はオの方法により開催公告を行う場合の公告範囲については、当該大規模小売店舗の立地が生活環境に与える影響の及ぶ範囲を考慮して設定すべきであることから、あらかじめ広域振興局に相談するようお願いしています。

なお、当該大規模小売店舗の店舗面積の合計が1万平方メートルを超える場合は敷地境界から概ね2キロメートルの範囲、1万平方メートル以下の場合は敷地境界から概ね1キロメートルの範囲を目安としています。

(3) 説明会実施状況報告書の作成

説明会開催後、説明会の開催状況をまとめた「説明会実施状況報告書」（⇒参考様式：P15）の作成・提出をお願いしています。

① 記載項目、様式

「説明会実施状況報告書」（⇒参考様式：P16）の各項目にしたがって実施状況を記載してください。なお、説明会での配付資料の添付をお願いしています。

② 提出時期

説明会開催後遅滞なく（1～2週間程度）提出されるようお願いしています。

※ 説明会を開催できないとき

施行規則第13条第1項各号に規定する事由により説明会を開催することができない場合は、速やかに広域振興局に申し出てください（要綱第12参照）。

7 市町村・住民等の意見

届出の内容について、市町村と住民等は意見を述べることができます。

(1) 市町村の意見

県は、届出の内容について、地元市町村から大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならないことになっています（法第8条第1項）。聴取した意見については、その概要が公告されるとともに、公告の日から1月間縦覧されます（法第8条第3項）。

(2) 住民等の意見

届出の内容について、市町村の区域内の住民のほか、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のために店舗の設置者が配慮することとした事項について意見を有する者は、届出の公告のあった日から4月以内に、県に対して意見を述べるすることができます（法第8条第2項）。述べられた意見については、その概要が公告されるとともに、公告の日から1月間縦覧されます（法第8条第3項）。

8 県の意見・意見を有しない旨の通知

広域振興局長は、届出日から8月以内に、届出書、添付書類、その他提出された書類の内容について、地元市町村と住民等の意見に配慮し、指針を勘案して、県の意見の有無や内容を決定します（法第8条第4項）。

(1) 県の意見

県が意見を述べる場合、要綱様式第9号により届出者にその旨を通知します。
また、県の意見は、その概要が公告されるとともに、公告の日から1月間縦覧されます(法第8条第6項)。

(2) 意見を有しない旨の通知

県が意見を有しない場合、要綱様式第9号により届出者にその旨を通知します。
意見を有しない旨の通知が行われた場合、その通知をもって法の手続は終了し、大規模小売店舗の設置者は届出日から8月間変更することが禁止されていた変更事項であっても当該変更することが可能となります(法第8条第5項)。

9 県の意見を踏まえた変更の届出等

県の意見の通知を受けた場合、大規模小売店舗の設置者は、変更計画が指針の配慮事項を十分踏まえたものかを再検討し、次の(1)による届出又は(2)による通知を行うこととなります(法第8条第7項)。届出日から8月間変更することが禁止されている変更事項については、この届出又は通知をした日から2月を経過しないと変更することはできません(法第8条第9項)。提出部数については、広域振興局にお尋ねください(要綱第6参照)

(1) 変更の届出

再検討の結果、届出事項を変更する場合(添付書類のみの変更は除きます。)は、届出事項変更届出書(施行規則様式第5)により届出書を作成し、提出してください。
この場合において、添付書類に変更がある場合は、変更に係る添付書類も併せて提出してください。
変更届出書の提出があった場合、その概要が公告されるとともに、公告の日から4月間縦覧されます(法第8条第8項)。

(2) 届出事項を変更しない旨の通知

再検討の結果、施行規則第4条第1項各号の添付書類のみを変更する場合も含め、届出事項を変更しないこととした場合は、要綱様式第10号により通知を作成し、提出してください。
添付書類のみを変更する場合は、通知書に変更後の添付書類を添付してください。
なお、通知書には、届出事項の変更を行わなくとも当該大規模小売店舗の周辺地域に著しい悪影響を及ぼさないことを証する資料を添付するようお願いしています。

※ 届出事項を変更しない旨の通知は、法に基づく公告・縦覧の対象にはなりませんが、情報公開制度の対象となります。

10 県の勧告

広域振興局長は、9の届出・通知のあった日から2月以内に、当該届出又は通知の内容をもとに、指針を勘案し、県の勧告の有無及び内容を決定します。なお、勧告する場合は、地元市町村の意見を聴くことになっています(法第9条第1項)。

(1) 県の勧告

県が勧告を行う場合、要綱様式第11号により大規模小売店舗の設置者に勧告するとともに

に、その旨を公告します。

(2) 勧告を行わない場合

届出日から8月間変更することが禁止されている変更事項については、県が勧告を行わないことを決定した場合でも、9の届出又は通知をした日から2月を経過しないと変更することはできません（法第8条第9項）。

11 県の勧告を踏まえた変更の届出

県の勧告を受けた場合、大規模小売店舗の設置者は、出店計画が指針の配慮事項を十分踏まえたものかを再検討し、次の(1)による届出（法第9条第4項）を行うこととなります。

提出部数については、広域振興局にお尋ねください（要綱第6参照）。

(1) 変更の届出

再検討の結果、届出事項（法第5条第1項に掲げる事項）を変更する場合（添付書類のみの変更は除きます。）は、届出事項変更届出書（施行規則様式第6）により届出書を作成し、提出してください。

この場合において、添付書類に変更がある場合は、変更に係る添付書類も併せて提出してください。

変更届出書の提出があった場合、その概要が公告されるとともに、公告の日から4月間縦覧されます（法第9条第5項）。

(2) 変更の届出をしない場合

(1)の届出をしないで変更したとき、又は変更した事項について直ちに原状回復を行わないときは、正当な理由がなく勧告に従わないものとして、公表することになります（要綱第17第1項参照）。

12 公表

県は、提出された11の届出書の内容をもとに、勧告を適正に反映しているかどうかを審査し、公表の有無を決定します（法第9条第7項）。

なお、公表は、岩手県報への登載及び報道機関への記者発表により行います（要綱第17第2項参照）。

13 法の手続が軽減される変更

大規模小売店舗の変更に関しては、法に基づく手続が軽減される場合があります。

※ 軽微な変更

法第6条第4項に定める「届出の日から8月を経過した後でなければ当該届出に係る変更を行ってはならない」とする変更禁止の除外規定

⇒ [除外される対象は] 店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと県が認めるもの（施行規則第8条）。

※ 掲示により説明会を行う変更

説明会の開催について、施行規則第11条第1項に規定する通常の方法によることなく、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うことが可能となる規定

⇒ [掲示により行うことが可能となる変更は] 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどなく、説明会を開催する必要がないと県が認めるもの（施行規則第11条第2項）。

(1) 手続の軽減の内容

軽微な変更又は掲示により説明会を行うものと認められる変更該当する場合は、届出後の手続の内容は次のようになります。

法に基づく手続の内容	通常の手続	軽微な変更の場合	掲示による説明会の場合
変更に係る8月制限（法第6条第4項）	あ り	な し	あ り
説明会の開催（法第7条第1項）	開 催	不 要	掲 示
市町村の意見（法第8条第1項）	あ り	あ り	あ り
住民等の意見（法第8条第2項）	あ り	あ り	あ り
県の意見/意見を有しない旨の通知（法第8条第4項）	あ り	な し	あ り
県の意見以降の手続	あ り	な し	あ り

(2) 軽微な変更の認定手続

軽微な変更として法に基づく手続を行うには、県が軽微な変更として認めるための手続が必要です。

① 軽微な変更に係る申出書

軽微な変更として法に基づく手続を行おうとする場合は、法第6条第2項（法附則第5条第1項（第3項））の規定による変更届出書の提出に併せて「軽微な変更に係る申出書（要綱様式第1号）」を提出してください（要綱第7第1項参照）。

② 軽微な変更に係る認定

県は、上記の申し出の内容を審査し、軽微な変更として認めることの適否を判断し、届出者に速やかに回答します。

軽微な変更として認められない場合は、届出者は通常の変更の手続を行うこととなります。

(3) 掲示により説明会を行う変更の認定手続（⇒掲示による説明会参考様式：P35）

説明会を掲示により行う変更として法に基づく手続を行うには、県が掲示により説明会を行う変更として認めるための手続が必要です。

① 掲示による説明会に係る申出書

説明会を掲示により行う変更として法に基づく手続を行おうとするときは、法第6条第2項（法附則第5条第1項（第3項））の規定による変更届出書の提出に併せて「掲示による説明会に係る申出書（要綱様式第4号）」を提出してください（要綱第9第1項参照）。

② 掲示による説明会に係る認定

県は、上記の申し出の内容を審査し、説明会を掲示により行う変更として認めることの適否を判断し、届出者に速やかに回答します。

説明会を掲示により行う変更として認められない場合は、届出者は通常の説明会を開催することとなります。

③ 開催予定公告実施報告及び実施状況報告

説明会を掲示により行う場合においても、6(2)の開催予定公告実施報告書（⇒参考様式：P14）及び6(3)の「掲示による説明会実施状況報告書」（⇒参考様式：P34）の提出をお願いしています。

なお、説明会を掲示により行う場合は、法第7条第2項の規定による開催予定公告を当該大規模小売店舗の立地する敷地の境界上の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うことができます。

参考様式

掲示による説明会実施状況報告書

年 月 日

広域振興局長 様

氏名又は名称
代表者の氏名
住 所

年 月 日付けでした〔大規模小売店舗の名称〕に係る大規模小売店舗立地法第5条第1項（第6条第2項、附則第5条第1項、附則第5条第3項において準用する同条第1項）の規定による届出について、同法第7条第1項の規定による説明会を大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定により次のとおり掲示により実施していますので、報告します。

記

- 1 掲示期間
- 2 掲示場所
- 3 インターネット上の掲示場所（ホームページアドレス）

備考 当該掲示（大規模小売店舗に係る変更届出等の要旨）及び併せて掲示したものの写しを添付すること。

(A4)

大規模小売店舗に係る変更届出等の要旨

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出をした者
- 3 届出をした年月日
- 4 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 5 変更する年月日
- 6 変更する理由
- 7 添付書類の概要
- 8 本掲示に係る責任者及び問い合わせ先

注 本掲示は、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）第11条第2項の規定により、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第7条第1項の規定による説明会を、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に届出等の要旨を掲示することにより行っているものです。

備考1 この掲示の大きさは、日本工業規格A2以上とすること。

2 この掲示は、掲示による説明会に係る認定を受けた後すみやかに開始し、大規模小売店舗立地法第6条第3項の規定において準用する第5条第3項の規定による公告の日から4月を経過する日まで継続すること。

3 この掲示に併せて、添付書類の図面等を適宜掲示すること。

第6章 その他の手続き(店舗の廃止・承継)

1 大規模小売店舗の廃止の手続

大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000㎡以下に減少しようとするときは、店舗の廃止の手続が必要です（法第6条第5項）。

(1) 大規模小売店舗廃止届出書

届出書の様式（施行規則様式第4）に従って届出書を作成してください。

提出部数については、広域振興局にお尋ねください（要綱第6参照）。

なお、届出書は、店舗を廃止（店舗面積の合計を1,000㎡以下に減少）しようとする日の前日までに提出してください。

(2) 届出後の手続

届出書の提出があった場合は、その旨を県が公告して手続は終了となります。

2 承継の手続

届出者（大規模小売店舗の設置者）の地位を、

- ① 大規模小売店舗の譲渡
- ② 相続（設置者が自然人の場合）
- ③ 合併（新設合併・吸収合併）又は分割（設置者が法人の場合）

により承継した場合は、その旨の届出が必要です（法第11条）。

※ 承継に伴い届出者の氏名又は名称の変更が変更した場合は、法第6条第1項による手続（大規模小売店舗の設置者の変更）が不要となります。

なお、「商号の変更（設置者が法人の場合）」又は「結婚等による姓の変更（設置者が自然人の場合）」により届出者の氏名又は名称が変更した場合は、法第6条第1項による手続（大規模小売店舗の設置者の変更）となります。

(1) 承継届出書

届出書の様式（施行規則様式第7）に従って届出書を作成してください。

提出部数については、広域振興局にお尋ねください（要綱第6参照）。

(2) 届出後の手続

届出書の提出をもって手続は終了となります。

第7章 県が行う手続等について

1 届出等の窓口について

岩手県では、法に基づく届出の受理等の事務を広域振興局において行っています（要綱第2参照）。

届出先は、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村を所管区域とする広域振興局の経営企画部となります。届出内容に係る事前相談等についても同様ですので、所管区域を確認のうえ、御相談ください。

広域振興局	所在地・電話番号	所管区域
盛岡広域振興局 経営企画部	盛岡市内丸11-1 盛岡地区合同庁舎内 Tel 019-629-6514	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、 岩手町、滝沢市、紫波町、矢巾町
県南広域振興局 経営企画部	奥州市水沢区大手町1-2 奥州地区合同庁舎内 Tel 0197-22-2843	北上市、遠野市、一関市、奥州市、 西和賀町、金ヶ崎町、平泉町
沿岸広域振興局 経営企画部	釜石市新町6-50 釜石地区合同庁舎内 Tel 0193-25-2718	宮古市、陸前高田市、釜石市、住田町、 大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村
県北広域振興局 経営企画部	久慈市八日町1-1 久慈地区合同庁舎内 Tel 0194-66-9671	久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、 九戸村、洋野町、一戸町

※花巻市及び大船渡市内に立地する大規模小売店舗に係る届出等については、それぞれの市役所に提出してください。

2 県が行う公告について

法により県が行うこととされている公告は、岩手県報（毎週火・金曜日2回発行）により行っています（要綱第4参照）。

岩手県報は電磁的方法により発行しており、インターネットで御覧になれます。

⇒ 岩手県報ホームページアドレス <http://www.pref.iwate.jp/iwatekenpo/>

3 届出書等の縦覧場所について

法により県が行うこととされている縦覧は、次の場所で行っています（要綱第5第1項参照）。

- ① 届出先の広域振興局の経営企画部（上記1参照）
- ② 当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村の市役所又は町村役場

4 岩手県の公式ウェブサイトについて

法に基づく届出の状況等は岩手県の公式ウェブサイトに掲載しています。

⇒ 公式ホームページアドレス <http://www.pref.iwate.jp/>

第8章 出店(変更)計画概要書

1 出店（変更）計画概要書について

出店（変更）計画概要書は、法に基づく届出を行おうとする者が、計画の内容（届出事項、添付書類、指針に基づく配慮事項等）を県に事前に相談することにより、法に基づく手続の円滑な進行を図るために、県が届出者に対して作成を依頼するものです。

なお、概要書の一部については、法第7条の規定による説明会の資料等としても用いていただいでかまいません。

2 概要書の作成にあたって

法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項（第3項）の規定による届出を行おうとする場合は、届出予定日の概ね1月前までに「出店（変更）計画概要書」の提出をお願いします。提出部数は、提出先の広域振興局により異なりますので、あらかじめ広域振興局にお尋ねください（概ね7部）。

(1) 概要書の構成

出店（変更）計画概要書の構成は、次のとおりです。

- ① 出店の趣旨等計画の概要
- ② 法及び施行規則に基づく「届出書」
- ③ 法及び施行規則に基づく「添付書類」
- ④ 届出書及び添付書類に係る添付図面
- ⑤ 法第4条の規定による指針に基づく配慮事項
- ⑥ 指針に基づく配慮事項に係る添付図面

上記のうち②から④までは法の規定により記載が必要な項目です。

⑤及び⑥については、届出に当たり指針に基づき配慮することとした事項について、必要に応じて作成する項目です。

なお、①については、届出の審査にあたり基礎的な資料となりますので、可能な限り作成してください。

(2) 作成方法等

- ① 用紙のサイズはA4版とします（図面についてはA3版までとし、折り畳んでまとめてください）。
- ② 概要書の表紙には、「出店（変更）計画概要書」の表題を設け、当該大規模小売店舗の名称・所在地、建物設置者の氏名（名称）・住所（所在地）、連絡先（担当者名、電話番号、ファクシミリ番号）及び提出年月日を記載してください。
- ③ 提出していただいた概要書は法に基づく縦覧の対象とはなりません。
- ④ 次のページ以降に、「新設」の場合における記載例及び図面の記載項目を掲載していますので、参考にしてください。
- ⑤ 変更の場合における記載例は作成しておりませんので、変更の届出を行おうとする場合は、変更の内容に合わせて必要と考えられる項目を選択し、現状（変更前）との比較ができるように記載してください。なお、この場合の届出書は様式が異なりますので、ご注意ください。

(3) その他

「出店の趣旨等計画の概要」については法第7条の規定による説明会の際の資料として用いてかまいませんが、一連の関係図面が添付されている出店（変更）計画概要書とは異なり、「出店の趣旨等計画の概要」のみでは関係図面が添付されないこととなりますので、説明会で配付する際には適宜必要となる図面を添付のうえ活用してください。

第9章 概要書等記載例

※ 本章はあくまでも「例」であり、これに準拠しなければ届出が受理されないというものではありません。

〔1〕 出店の趣旨等計画の概要

(表紙)

年 月 日

〇〇広域振興局長 様

出 店 計 画 概 要 書

店舗名称
所在地

建物設置者
氏名又は名称
代表者の氏名
住 所

連絡先

担当部署:

役 職:

担当者名:

電話番号:

F A X 番号:

1 出店の趣旨

※ 出店計画の目的、趣旨、経緯、出店場所の選定理由、出店に際しアピールしたいことや周辺生活環境への配慮事項等をまとめて記載してください。

2 建物設置者の概要

(1) 氏名（名称）及び住所

※ 法人にあっては代表者の氏名も記載してください。

(2) 事業内容

(3) 担当者名及び連絡先

※ 部署名も記載してください。担当者が複数の場合にはすべて記載してください。

3 店舗施設計画の概要

(1) 店舗の名称及び所在地

(2) 計画地の概要

① 敷地面積及び土地の所有形態

（記載例）

区分	面積	備考（所有形態等）
建物敷地	m ²	自己所有予定（○年○月売買契約締結予定）
駐車場敷地	m ²	賃貸借契約予定（○年○月契約締結予定）
合計	m ²	

※ 所有形態は、自己所有及び借地の区分をしてください。

② 法令上の用途等

※1 都市計画制限等を記載してください。

市街化区域では用途区分（特別用途地区、防火地域、風致地区等も含む。）まで記載してください。

※2 その他、建築にあたって法令上の制限等がある場合はその旨を記載してください。

（注） 店舗建設が法令上不可能な地域（例：市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、工業専用地域等）での計画で、解除の見通しがあるもの又は除外規定の対象となるものである場合は、その見通し及び作業日程、法令上の根拠、関係各機関の意見等これを証する書類を提示してください。

※3 可能であれば「用途地域指定図（都市計画総括図）」を添付してください。

③ 現在の利用状況

※ 計画地の現在の土地利用形態を記載してください。

（注） 農地の場合は転用の見込みを、工場等建物が現存する場合はその所有関係（自己所有でない場合は確保の見通し）を示してください。

(3) 計画地周辺の概要

① 立地環境

※ 計画地の周辺環境を具体的に記載してください。特に、既存の商業集積地への立地か、住宅地への立地かが分かるよう表現してください（周辺の状況が分かる写真を地図に貼付するなど、周辺状況を把握できるようにしてください。）。

② 隣接地の用途現況

※ 周辺見取図(住宅地図等の写しでも可)に計画地周囲4方向の隣地(道路を隔てた隣地も含む。)の建物用途現況を表示してください(周囲4方向の隣地が分かる写真を地図に添付するなど、隣地の状況を把握できるようにしてください。)

③ 街並みづくり計画の有無とその内容

※1 計画地における街並みづくり計画の有無とその概要について具体的に記載してください。

※2 計画地における市街地再開発事業、土地区画整理事業等の基盤整備に関する事業の有無とその概要について具体的に記載してください。

(4) 建物の構造及び規模

① 建物構造

※ 2以上の棟に分かれる場合はそれぞれについて記載してください。

(例) 鉄骨造・鉄筋コンクリート造地下○階、地上○階、搭屋○階等

② 店舗面積等の内訳

※ 2以上の棟に分かれる場合はそれぞれについて記載してください。

- ア 建築面積 m^2
イ 延床面積 m^2
ウ 各階の店舗面積及び延床面積等

(記載例)

(単位： m^2)

階数	店舗面積	その他の施設		延床面積
1 F	2,000	ゲームセンター	600	3,000
2 F	1,500	飲食店	500	2,500
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
計	3,500		1,100	5,500

※ 建築面積及び延床面積の定義は、建築基準法による。

(5) その他の施設（併設施設）計画と各施設面積

※1 下記により施設を区分して、それぞれの延床面積の合計を記載してください。

- ① 併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられるような施設（オフィス、マンション等）
- ② 併設施設の利用者と小売店舗の利用者が概ね一致すると想定される施設（飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等）
- ③ ②のうち、併設施設のみへの来客の割合が大きい施設（大規模なシネマコンプレックス等）
- ④ 小売店舗と比較にならない集客力を有する施設（小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場合等）

※2 別棟で設置されるものについても、その旨を表示して記載してください。

※3 各施設の事業主体についても、可能であれば記載してください。

区分	事業内容	事業主体	延床面積
②	飲食店	(株)〇〇	m ²
②	ゲームセンター		m ²
②	クリーニング店		m ²
合 計			m ²

※ 概要書の作成時点で確定しているもののみ記載し、未定のものについては「業務施設」や「飲食店」といった区分でもかまいません。

(6) 建築着工予定年月日等

- ① 建築着工予定年月日 年 月 日
 ② 完成予定年月日 年 月 日
 ③ 開店予定日 年 月 日

4 核テナントとなる小売業者の概要

(店舗面積が500m²以上のもの)

テナント名称	小売業者名	住 所	業 種	店舗面積
				m ²
				m ²
				m ²
(店舗面積の合計)				m ²

※ 小売業者名は、小売業を行う者の氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名を記載してください。

5 その他中小テナントの状況

(店舗面積が500m²未満のもの)

テナント名称	小売業者名	住 所	業 種	店舗面積
				m ²
				m ²
				m ²
(店舗面積の合計)				m ²

※ 小売業者名は、小売業を行う者の氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名を記載してください。

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数（施行規則第3条第1項第1号）

駐車場の位置	別添配置図のとおり
--------	-----------

※ 配置図は、届出書の添付図面を援用してかまいません。援用する場合は、どの図面であるかをはっきりと明示してください。

[駐車場の位置を決定した理由]

駐車場の収容台数	台
----------	---

[駐車場の収容台数を設定した考え方]

【指針に基づく計算式】 （指針によらない場合は、その算出根拠）
--

(2) 駐輪場の位置及び収容台数（施行規則第3条第1項第2号）

駐輪場の位置	別添配置図のとおり
--------	-----------

※ 配置図は、届出書の添付図面を援用してかまいません。援用する場合は、どの図面であるかをはっきりと明示してください。

駐輪場の収容台数	台
----------	---

[駐輪場の位置を決定した理由及び収容台数を設定した考え方]

(3) 荷さばき施設の位置及び面積（施行規則第3条第1項第3号）

荷さばき施設の位置	別添配置図のとおり
-----------	-----------

※ 配置図は、届出書の添付図面を援用してかまいません。援用する場合は、どの図面であるかをはっきりと明示してください。

荷さばき施設の面積	m ²
-----------	----------------

[荷さばき施設の位置を決定した理由及び面積を設定した考え方]

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（施行規則第3条第1項第4号）

廃棄物等の保管施設の位置	別添配置図のとおり
--------------	-----------

※ 配置図は、届出書の添付図面を援用してかまいません。援用する場合は、どの図面であるかをはっきりと明示してください。

[廃棄物等の保管施設の位置を決定した理由]

廃棄物等の保管施設の容量	m ³
--------------	----------------

[廃棄物等の保管施設の容量を設定した考え方]

【指針に基づく計算式】 （指針によらない場合は、その算出根拠）
--

7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（施行規則第3条第2項第1号）

開店時刻	午前	時	分	閉店時刻	午後	時	分
------	----	---	---	------	----	---	---

※ 実際の営業時間に即した時刻を記載してください。

小売業者や棟によって営業時間が異なる場合には、別々に記載してください。

また、曜日や時期（盆、年末年始等）によって営業時間を延長する場合には、その期間（年間日数）を明示したうえで、延長に伴う時刻を必ず記載してください。

[設定理由]

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯（施行規則第3条第2項第2号）

午前	時	分から	午後	時	分まで
----	---	-----	----	---	-----

※ 営業時間の延長に伴い利用可能時間帯を延長する期間がある場合には、当該期間（年間日数）を明示したうえで、延長に伴う時間帯を必ず記載してください。

[設定理由]

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（施行規則第3条第2項第3号）

駐車場の自動車の出入口の数	か所
---------------	----

駐車場の自動車の出入口の位置	別添配置図のとおり
----------------	-----------

※ 配置図は、届出書の添付図面を援用してかまいません。援用する場合は、どの図面であるかをはっきりと明示してください。

[駐車場の自動車の出入口の数及び位置を決定した理由]

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯（施行規則第3条第2項第4号）

午前 時 分から午後 時 分まで

[設定理由]

8 交通、騒音、廃棄物対策について

- ※ 6及び7に掲げるもののほか指針に基づき配慮した事項(小売店舗以外の施設が併設されている場合の配慮事項を含む)

(記載にあたり届出書の添付図面を用いる必要がある場合は、どの図面であるかをはっきりと明示してください。)

(1) 交通処理計画

- ※ 駐車場満車時の対策
- ※ 店舗前道路の混雑時における対策（車両に対する措置・来客に対する措置）
- ※ 交通問題に対する営業上の配慮
- ※ その他交通問題に対する対策

(2) 騒音防止計画

- ※ 施設配置の適正化による対策
- ※ 騒音防止設備による対策
- ※ その他騒音問題に対する対策（届出後の事後的な対応を含む）

(3) 廃棄物処理計画

- ※ 廃棄物保管上の対策
- ※ 廃棄物の運搬及び処理上の対策
- ※ その他廃棄物問題に対する対策（食品加工場（鮮魚や精肉加工の場、惣菜の調理場）からの調理臭・悪臭対策等）

9 その他の周辺環境に対する対策及び配慮について

※ 6、7及び8に掲げるもののほか指針に基づき配慮した事項（小売店舗以外の施設が併設されている場合の配慮事項を含む）

（記載にあたり届出書の添付図面を用いる必要がある場合は、どの図面であるかをはっきりと明示してください。）

- ※ 廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮事項
- ※ 防犯・防災対策への協力
- ※ 街並みづくりへの配慮（光害対策等）

10 類似他店の状況

※ 商圈及び周辺の立地環境等の類似する店舗がある場合で、当該出店計画及び届出の際にデータを活用している場合は、その参考となるデータを記載してください。

11 開店までのスケジュール

※ 大規模小売店舗の建設にあたって、都市計画法による開発許可、農地の転用許可及び林地開発許可等の他方令による手続を要する場合は、その予定スケジュールを記載してください。

〔2〕 法第5条第1項（新設）届出書

様式第1号（第3条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の欄は記載しないでください。）

大規模小売店舗届出書

年 月 日

広域振興局長 様

株式会社○○○○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○

・店舗設置者の氏名（個人の場合）又は名称（法人の場合）を記載
→ 住民票又は登記事項証明書のとおり（字体を含む。）に記載してください。法人にあっては、代表者の肩書及び氏名も記載してください。

○○県○○市○○○丁目○番○号

・住所（法人にあっては主な事務所の所在地）を記載
→ 住民票又は登記事項証明書のとおり（字体を含む。）に記載してください（「丁目」や「番地」等を省略しないでください）。

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

○○○○○○○○店

○○市○○○番地○ほか○筆（○○市○○○丁目○番地内）

・名称は、仮称でも構いませんが、「（仮称）」と付した場合には、確定次第、名称の変更に係る法第6条第1項の規定による届出をしてください。

・所在地は、住居表示が導入されている地区にあっては、街区符号を用いて「○番地内」としたうえで、住居番号が確定次第、所在地の変更に係る法第6条第1項の規定による届出をしてください。住居表示が導入されていない地区にあっては、店舗敷地のうち店舗部分に係る土地登記事項証明書上の地番を記載してください。当該地番が複数になる場合には、代表地番（店舗部分の最も大きな部分を占める地番）及び筆数を記載してください。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	法人にあっては代表者	住 所
株式会社〇〇〇〇〇	代表取締役 〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇		〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇番地〇

- ・届出者の記載の仕方と同様に記載してください。
- ・届出の時点で確定している小売業者について、すべて記載してください。未定の者がある場合には、確定次第、小売業者の氏名等の変更に係る法第6条第1項の規定による届出をしてください。

3 大規模小売店舗の新設をする日

年 月 日

- ・大規模小売店舗内で小売業の事業活動を開始する予定日を記載してください。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇, 〇〇〇平方メートル

- ・小数点以下第1位を四捨五入してください。なお、駐車場の収容台数の算定等に際しての店舗面積には、この数値を用いてください。
- ・店舗面積の考え方については、第1章の3及び4を参照してください。

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
A棟南側（別添建物配置図①のNo.1）	〇〇〇台
B棟屋上（別添建物配置図①のNo.2）	〇〇〇台
合 計	〇〇〇台

- ・複数ある場合には、それぞれ記載するとともに、必ず合計を記載してください。（以下同じ。）

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
A棟南側（別添建物配置図②のNo.1）	〇〇台
B棟北東側（別添建物配置図②のNo.2）	〇〇台
合 計	〇〇台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
A棟北側（別添平面図①のNo.1）	〇〇平方メートル
B棟南西側（別添平面図②のNo.2）	〇〇平方メートル
合 計	〇〇平方メートル

・小数点以下第1位を四捨五入（又は切捨て）してください。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
A棟北東側（別添平面図①のNo.1）	〇〇立法メートル
B棟東側（別添平面図②のNo.2）	〇〇立法メートル
合 計	〇〇立法メートル

・小数点以下第1位を四捨五入（又は切捨て）してください。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社〇〇〇〇〇	午前〇〇時〇〇分	午後〇〇時〇〇分
〇 〇 〇 〇	午前〇〇時〇〇分	午後〇〇時〇〇分

・小売業者や棟によって営業時間が異なる場合には、別々に記載してください（まとめて記載できるのは、大規模小売店舗全体として小売業者の営業時間を設定・管理している場合のみです）。
・曜日や時期（盆、年末年始等）によって営業時間を延長する場合には、その期間（年間日数）を明示したうえで、延長に伴う時刻を必ず記載してください。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前〇〇時〇〇分から午後〇〇時〇〇分まで

・一部の駐車場で利用可能時間帯を短縮（制限）する場合は、当該駐車場の位置（5(1)の表記に合わせること。）及び時間帯を別途記載してください。
・営業時間の延長に伴い利用可能時間帯を延長する期間がある場合には、その期間（年間日数）を明示したうえで、延長に伴う時間帯を必ず記載してください。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

数	位 置
○か所	駐車場No.1 南側（別添建物配置図①のNo.1）
	駐車場No.2 北西側（別添建物配置図①のNo.2）
	A棟北側（別添建物配置図①のNo.3）

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前〇〇時〇〇分から午後〇〇時〇〇分まで

- ・一部の荷さばき施設で荷さばき可能時間帯を短縮（制限）する場合は、当該荷さばき施設の位置（5(3)の表記に合わせること。）及び時間帯を別途記載してください。
- ・営業時間の延長に伴い荷さばき可能時間帯を延長する期間がある場合には、その期間（年間日数）を明示したうえで、延長に伴う時間帯を必ず記載してください。

〔3〕 添付書類

- 1 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し（規則第4条第1項第1号）

別添のとおり

・ 副本への添付は、複写したもので構いません。

- 2 主として販売する物品の種類（規則第4条第1項第2号）

小売業者の氏名又は名称	主として販売する物品の種類
株式会社〇〇〇〇〇	
〇 〇 〇 〇	

・ 小売業者ごとに記載してください。

- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（規則第4条第1項第3号）

(1) 建物配置図

別添のとおり

・ 縮尺：1 / 200～500

・ 店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場、併設施設等の配置が分かる図面

→ 「添付図面（届出書・添付書類分）」参照

(2) 各階平面図

別添のとおり

・ 縮尺：1 / 200～500

・ 店舗面積部分の範囲を示した各階ごとの平面図（延床・店舗面積を確認できる求積図・求積表を添付）

・ 各階の平面図には、店舗以外の主な施設についても名称を付してください。

・ 店舗面積がない階（大規模小売店舗内にオフィスや映画館等の施設がある場合）については、その施設の種類を記載してください。

→ 「添付図面（届出書・添付書類分）」参照

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項（規則第4条第1項第5号）

・以下は、指針を踏まえた「必要な事項」の例です。

※ 経済産業省の次のウェブサイトに掲載されている「交通対策に関するケーススタディ」に作成例が掲載されていますので、参考にしてください。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/index.html>

(1) 駐車場の自動車の出入口の形式

・駐車場の入庫能力・駐車待ちスペースを必要な事項とした場合は、次の表を用いることができます。

ア 駐車場の入庫処理能力

・自走式で発券ブースのない駐車場の場合は、記載の必要はありません。

出入口の位置	1時間当たりの入庫処理能力	ピーク1時間に予想される来客の自動車台数
駐車場No.1 南側	台	台
駐車場No.2 北西側	台	台
A棟北側	台	台

[各出入口の1時間当たりの入庫処理能力の算出根拠]

A：メーカーより提供された発券ブース等1台当たりの処理時間 ○分

B：1台当たりの乗客の乗降時間等 ○分

C：当該出入口の発券ブース等の設置台数 ○台

各出入口の1時間当たりの入庫処理能力 = $60分 / (A + B) \times C = \text{〇〇台}$

[各出入口のピーク1時間に予想される来客の自動車台数の算出根拠]

イ 敷地内駐車待ちスペース

入口の位置	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要な駐車待ちスペース	駐車待ちスペースがない場合の理由及び対策
駐車場No.1 南側	有・無	m	有・無	m	
駐車場No.2 北西側	有・無	m	有・無	m	

[各入口に必要な駐車待ちスペースの算出根拠]

A：当該入口の1分当たりの来台数 ○台

B：当該入口の1分当たり入庫処理可能台数 ○台

各入口に必要な駐車待ちスペース = $(A \times 1.6 - B) \times 6 = \text{〇m}$

(2) 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	別添資料のとおり

(3) 敷地周辺の道路の状況

別添周辺見取図のとおり

・周辺見取図に道路の状況を表示してください。
→道路幅員、交通規制、信号交差点（右折帯設置の有無）、歩道の有無、横断歩道等の状況、通学路の有無及び位置、バス路線の有無及び位置など

(4) その他参考にした事項

--

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法（規則第4条第1項第6号）

※ 経済産業省の次のウェブサイトに掲載されている「交通対策に関するケーススタディ」に作成例が掲載されていますので、参考にしてください。
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/index.html>

(1) 周辺見取図に来客の自動車の案内経路及び経路を来店者に周知する方法を表示した図面

別添のとおり

・記載方法については、「添付図面（届出書・添付書類分）」を参照願います。

(2) その他配慮した事項

--

・併設施設と出入口が共用される場合の措置等があれば記載してください。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯（規則第4条第1項第7号）

時間帯	到着台数	車両 t × 台数
6:00～ 7:00	台	t × 台
7:00～ 8:00	台	t × 台
8:00～ 9:00	台	t × 台
9:00～10:00	台	t × 台
10:00～11:00	台	t × 台
：	台	t × 台
合 計	台	t × 台

- ・搬出入車両の車種及び大きさごとの搬出入計画を記載してください。
- ・施設が複数あり時間帯が異なる場合には、それぞれ施設毎に記載するとともに、配置図に施設番号（No.）を記載してください。
- ・その他、参考とした事項があれば別途記載してください。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面（規則第4条第1項第8号）

別添のとおり

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面（規則第4条第1項第9号）

項 目	設置の有無	稼働時間帯	位置を示す図面
冷却塔	有・無	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	別添のとおり
室外機	有・無	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	
送風機	有・無	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
(規則第4条第1項第10号)

・ 指針による場合は、次の表を用いることができます。

※ 経済産業省の次のウェブサイトに掲載されている「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き」及び「騒音予測に係るケーススタディ」を参考にしてください。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/index.html>

- ・ 予測地点は、原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し、又は立地可能な屋外とします。
- ・ 別添「建物配置図」上に、騒音予測地点をA地点、B地点、C地点及びD地点等として表示してください。
- ・ 騒音発生源が屋内に設置されている場合には、当該建物の壁面等の材質構造及び当該騒音発生源の位置のわかる図面を添付してください。
- ・ 騒音予測のため必要な数値（自動車走行の時間帯ごとの台数等）や資料、予測式等を用いた計算内容は別添資料としてください。
- ・ 「基準距離における騒音レベル」の根拠は、その出典を明示してください。
(例) 文献名、メーカーの提示した数値等
- ・ 経年劣化により、室外機等機器の騒音レベル値の増大が見込まれる場合は、実測値を活用した予測を行ってください。
- ・ 夜間において、併施設から著しい騒音が発生することが見込まれる場合には、当該騒音も予測・評価の対象として自主的に対応策を講じることが期待されている点に留意願います。

(1) 昼間の等価騒音レベルの予測

騒音発生源 [例]		基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 又は騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル (dB)				
		騒音レベル (dB)	根拠		A	B	C	D	A	B	C	D	
定常騒音	冷却塔												
	室外機												
	給排気口												
変動騒音	自動車走行												
	荷さばきアイドリング												
	荷さばき後進ブザー												
	廃棄物収集作業												
	BGM等												
衝撃騒音	荷さばき荷おろし音												
	荷さばき台車走行音												
昼間（午前6時～午後10時）の 等価騒音レベル		A地点		dB				C地点		dB			
		B地点		dB				D地点		dB			

騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）に基づく当該出店地の地域の類型及び基準値

- ・ 類 型 :
- ・ 基 準 値 :

(2) 夜間の等価騒音レベルの予測

騒音発生源 [例]		基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 又は騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル (dB)				
		騒音レベル (dB)	根拠		A	B	C	D	A	B	C	D	
定常騒音	冷却塔												
	室外機												
	給排気口												
変動騒音	自動車走行												
	荷さばきアイドリング												
	荷さばき後進ブザー												
	廃棄物収集作業												
	BGM等												
衝撃騒音	荷さばき荷おろし音												
	荷さばき台車走行音												
夜間（午後10時～午前6時）の 等価騒音レベル		A地点		dB				C地点		dB			
		B地点		dB				D地点		dB			

騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）に基づく当該出店地の地域の類型及び基準値

- ・ 類 型 :
- ・ 基 準 値 :

(3) その他参考とした事項

11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあつては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠（規則第4条第1項第11号）

- ・夜間営業その他の理由により、夜間において騒音が発生することが見込まれる場合のみ記載してください。
- ・指針による場合は、次の表を用いることができます。

※ 経済産業省の次のウェブサイトに掲載されている「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き」及び「騒音予測に係るケーススタディ」を参考にしてください。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/index.html>

- ・予測地点は、大規模小売店舗の敷地の境界線とします。
- ・別添「建物配置図」上に、騒音予測地点をA地点、B地点、C地点及びD地点等として表示してください。
- ・騒音発生源が屋内に設置されている場合には、当該建物の壁面等の材質構造及び当該騒音発生源の位置のわかる図面を添付してください。
- ・騒音予測のため必要な数値（自動車走行の時間帯ごとの台数等）や資料、予測式等を用いた計算内容は別添資料としてください。
- ・「基準距離における騒音レベル」の根拠は、その出典を明示してください。
（例） 文献名、メーカーの提示した数値等
- ・経年劣化により、室外機等機器の騒音レベル値の増大が見込まれる場合は、実測値を活用した予測を行ってください。
- ・夜間において、併設施設から著しい騒音が発生することが見込まれる場合には、当該騒音も予測・評価の対象として自主的に対応策を講じることが期待されている点に留意願います。

(1) 夜間の騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測

騒音発生源 [例]		基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 又は騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル (dB)				
		騒音レベル (dB)	根拠		A	B	C	D	A	B	C	D	
定常騒音	冷却塔												
	室外機												
	給排気口												
変動騒音	自動車走行												
	荷さばきアイドリング												
	荷さばき後進ブザー												
	廃棄物収集作業												
	BGM等												
衝撃騒音	荷さばき荷おろし音												
	荷さばき台車走行音												

騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）に基づく当該出店地の地域の類型及び基準値

- ・ 類 型 :
- ・ 基 準 値 :

(2) その他参考とした事項

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠（規則第4条第1項第12号）

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

- ・ 指針による場合は、次の表を用いることができます。
- ・ 店舗の営業により排出が見込まれる廃棄物について算出してください。

廃棄物種別	S：店舗面積 (小数点以下第3位まで表示)		A：一日当たり 廃棄物排出量 指針原単位×S	B：平均保管 日数	C：見かけ 比重	予測排出量A× B÷C
紙製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	t	日	t/m ³	m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	t			
			計			
金属製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	t	日	t/m ³	m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	t			
			計			
ガラス製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	t	日	t/m ³	m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	t			
			計			
プラスチック製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	t	日	t/m ³	m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	t			
			計			
生ごみ等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	t	日	t/m ³	m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	t			
			計			
その他可燃性廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	t	日	t/m ³	m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	t			
			計			
				合計		m ³

・ 見かけ比重について指針の数値によらない場合は当該数値の根拠等を別途記載してください。

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

- ・ 指針によらない場合は、次の表に記載してください。
- ・ 廃棄物種別ごとに根拠を記載してください。

[指針以外の方法で算出する根拠]

予測排出量	m ³
-------	----------------

(2) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況

- ・ 小売店舗以外の施設がある場合に記載してください。

廃棄物等保管施設の状況	(小売店舗以外の施設専用 / 小売店舗と共用)
-------------	-------------------------

- ・ 小売店舗と共用の場合に記載してください。
- ・ 廃棄物種別ごとに根拠を記載してください。

[予測排出量の根拠]

予測排出量	m ³
-------	----------------

(3) その他参考とした事項（上記分類以外の廃棄物等の保管容量等）

--

[参考] 交通量調査及び交通量予測の記載例

駐車場の自動車の出入口の数及び位置の設定に当たり交通量調査を実施した場合には、以下のよう
な内容で記載することが考えられます（規則第4条第1項第5項に定める添付書類関係）。

1 自動車交通量調査結果

(1) 平日

(単位：台)

交差点名：														
調査日： ○年○月○日 (○)														
天候：														
摘要：														
方向	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	
9時台														
10時台														
:														
19時台														
20時台														
計														

(2) 休日

[略]

- ・「交差点名」については、周辺見取図に位置がわかるよう明記してください。
- ・「摘要」欄には、当日の交通状況を記載してください。
- ・時間帯別の交通量を調査方向別に記載し、最後に交差点交通量（各方向の計）を記載してください。
- ・平日及び休日（日曜）について、それぞれ記載してください。
- ・他の調査地点についても同様に調査結果を記載してください。

2 交通量予測の結果等

(1) 平日

(単位：台)

種別	入 場			出 場				
	合 計	北方向 からの 来 店 A	東方向 からの 来 店 B	○方向 からの 来 店 C	合 計	北方向 からの 来 店 A	東方向 からの 来 店 B	○方向 からの 来 店 C
時間帯	100%	%	%	%	100%	%	%	%
9時台								
10時台								
:								
19時台								
20時台								
計								

(2) 休日

[略]

- ・ 入場の各方向とそこに至る経路、出場の各方向とそこからの経路の関係がわかるように周辺見取図の中に明記してください。
- ・ 上記のように、1時間ごとの想定来店台数を入場・出場に分けて、方向別に一覧表にしてください。
- ・ 平日及び休日（日曜）について記載してください。
- ・ 想定商圈図を添付し、商圈設定による人口比率等を記載してください。

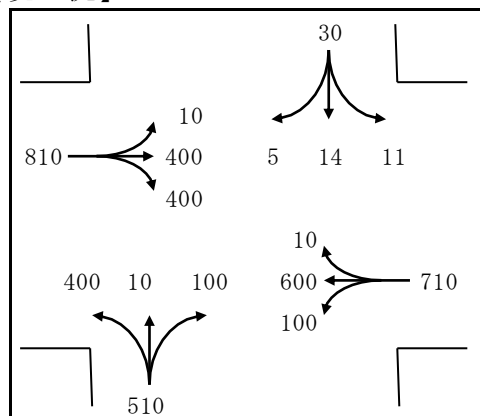
3 現況と開店後における交通量の比較

(1) 方向別交通量

交差点名：○○○○○

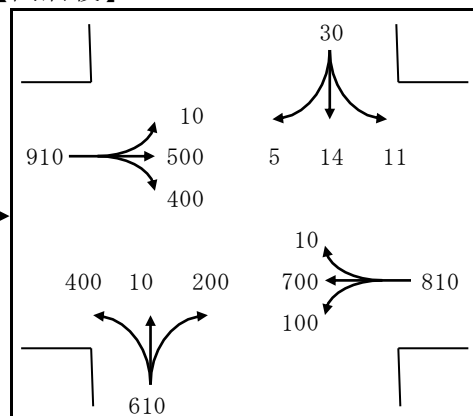
ア 平日

【現況】



ピーク時： 時台

【開店後】



ピーク時： 時台

イ 休日

[略]

・「交差点名」については、周辺見取図に位置がわかるよう明記してください。

(2) 交差点飽和度

	平日		休日	
	現況	開店後	現況	開店後
飽和度				
ピーク時	時台	時台	時台	時台

・算出根拠を明示してください。

〔4〕 添付図面（届出書・添付書類分）

- ・ 届出書及び添付書類に添付する図面については、以下の事項を参考にしてまとめて記載することができます。
- ・ 届出内容に応じて、添付する書類及びその記載項目を選択して提出してください。
- ・ なお、1枚の図面にまとめることが困難な場合は、別葉の図面としてもかまいません。
- ・ 図面には、縮尺及び方位を必ず明記してください（図面が2枚以上に分かれる場合には、縮尺を統一してください。）。

図面の種類	併用可能な図面の種類	記載項目等
1 建物位置図 （縮尺目安： 1/25,000） 建物の位置及び 周辺の幹線道路等 の状況が分かる図面	(1) 経路に関する図面	
	① 広域見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出店地の周囲3～5km程度の範囲を含むもの。 ・ 周辺道路の状況が示されたもの。
2 周辺見取図 （縮尺目安： 1/2,500） 隣接地の用途現況 及び街づくり計画等 の範囲が分かる図面 ※ <u>店舗の敷地部分を太枠で記入すること。</u>	(1) 経路に関する図面	
	① 周辺見取図・来客自動車の案内経路・経路を来店者に周知する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地周辺（出店地から半径1km程度の道路の状況 → 道路幅員／交通規制／歩道の有無／横断歩道・歩道橋の位置現況／通学路の有無と位置／バス路線の有無と位置 ・ 自動車の案内経路の表示（入場・出場両方を記載） → 来客自動車の案内経路／小売店舗以外の併設施設の利用者の案内経路／搬出入車両の運行経路／経路案内看板の設置場所／交通整理員の配置
	② 交通量調査の結果（調査を行った場合に記載）	（現状の平日・休日それぞれの交通量調査の結果（ピークのトータル値））

<p>3 建物配置図 (縮尺目安： 1/200～500) 店舗の用に供 する部分その他 の施設、駐車場、 併設施設等の配 置が分かる図面</p> <p>※ それぞれの 部分を明確に 枠取りするこ と。</p> <p>店 舗：赤 駐 車 場：青 駐 輪 場：緑 荷さばき施設：紫 騒音発生源：黄 廃棄物保管施設：茶</p>	(1) 駐車場計画に関する図面	
	① 駐車場配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の配置（複数の駐車場がある場合には、番号を記載して区別すること。） ・駐車区画の配置（寸法入り） ・駐車場内外の自動車の通路、幅員 ・駐車場の出入口の位置及び出入口が接する道路の位置、幅員（複数の出入口がある場合には、番号を記載して区別すること。） ・駐車場から店舗の入口までの歩行者経路 ・交通整理員の位置 ・駐車待ちスペースの位置及び入出庫の発券ブースの位置（設ける予定のある場合のみ） <p>（複数ある場合は番号を記載して区別すること。）</p>
	(2) 駐輪場の計画に関する図面	
	① 駐輪場配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場の配置（複数ある場合は番号を記載して区別すること。） ・駐輪区画の配置（寸法入り） ・駐輪場への自転車の経路 ・駐輪場案内表示の位置
	(3) 荷さばき施設の計画に関する図面	
	① 搬出入車両の出入口等の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の位置 ・出入口付近の建物現況（住宅、学校、病院等） ・出入口が接する道路の位置、幅員
	(4) 騒音発生源となる施設設備の配置図	
	① 騒音発生源となる施設設備の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設設備の配置、寸法 → 冷却塔、室外機、給排気口等 駐車場、荷さばき施設、廃棄物保管場所、拡声器等 ・騒音予測地点 ・遮音壁、緑地帯等の防音施設の配置（寸法入り）

	(5) 廃棄物等保管施設に関する図面	
	① 廃棄物等保管施設の配置図	・廃棄物保管施設の位置及び隣接地の用途
<p>4 各階平面図 (縮尺目安： 1/200～500) 業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図</p> <p>※1 延床・店舗面積を確認できる求積図・求積表を添付</p> <p>※2 小売店舗以外の主な施設についても名称・施設の種類を記載</p>	(1) 駐車場計画に関する図面	
	① 駐車場各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・間取り ・駐車区画等の寸法 ・駐車場内外の自動車の通路・幅員 ・駐車場から店舗の入口までの歩行者経路
	(2) 荷さばき施設の計画に関する図面	
	① 荷さばき施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォームの広さ、待機スペースの大きさ ・想定される車の大きさと同時作業可能な台数
	(3) 廃棄物等保管施設に関する図面	
① 廃棄物保管施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の保管施設の寸法、高さ、構造等 ・リサイクル品のストックヤードの寸法、高さ、構造等 	
5 騒音予測に関する図面	<p>(1) 騒音発生源・防音壁等の立面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音予測に必要なとされる高さ等の分かる図面 	

〔5〕 指針配慮事項（記載例）

以下の内容は、指針に基づく配慮事項のうち、法の規定による届出書及び添付書類に掲げられているもの以外の事項について指針に沿って例示列挙しているものです。指針に基づき配慮したが、届出書又は添付書類では不足している事項や内容がある場合、併設施設を含む施設全体として配慮した事項や内容がある場合など、届出者の判断により必要と考えられる項目があるときは、以下の記載例を参考に適宜項目を選択又は追加のうえ作成してください。

1 駐車場の必要台数の確保

(1) 従業員等（業務用を含む）駐車場

・ 駐車場を共用している場合は記載してください。

区 分 [例]	必要駐車台数	備 考 (台数算定根拠等)
従業員駐車場	台	従業員数 人
業務用駐車場	台	
商品等の搬出入用駐車場	台	
合 計	台	

(2) 併設施設を含む施設全体の駐車場

・ 併設施設がある場合は記載してください。

※併設施設： 法第2条に規定する一の建物の一部として構成され、例えば駐車場を共有するなど、大規模小売店舗と機能的不可分の関係にある小売店舗以外の施設

[記載例1]

種 類	面 積	必要駐車台数	備考（算出根拠等）
小売店舗	5,000㎡	(A) 200台	指針の算出式による。
飲食店	500㎡	—	小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設(小売店舗に対する面積割合(X%)：40%)
映画館	1,500㎡	—	
併設施設を含む施設全体の必要駐車台数		240台	指針の比率式による。 $A \times (0.010 \times X + 0.80)$
施設全体の届出駐車台数		250台	

[記載例 2]

種 類	面 積	必要駐車台数	備考（算出根拠等）
小売店舗	10,000㎡	(A) 700台	指針の算出式による。
ゲームセンター	2,000㎡	—	小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設(小売店舗に対する面積割合(X%) : 60%)
温浴施設	4,000㎡	—	
シネマコンプレックス	5,000㎡	(B) 500台	既存類似施設による(詳細別紙)
併設施設を含む施設全体の必要駐車台数		1,466台	指針の比率式による。 $A \times (0.008 \times X + 0.90) + 500$
施設全体の届出駐車台数		1,500台	

※ 併設施設を含めた必要駐車台数の基本的考え方(算出方法)については、下記イ、ロを参考してください。

イ 小売店舗と併設施設のそれぞれにおいて個別に必要駐車台数を算出する方法

ロ 併設施設の種類に応じた考え方等で必要駐車台数を推測し、併設施設を含む全体の必要駐車台数を算出する方法

a. 併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の場合(オフィス、マンション等)

利用者がある程度特定されており、その利用者の規模に応じ、併設施設に必要な駐車台数がすでに整備されていると考えられるので、これを併設施設の必要駐車台数と考えます。

b. 併設施設の利用者と小売店舗の利用者が概ね一致すると想定される併設施設の場合(飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等)

① 併設施設的面積(※1)の合計が小売店舗の面積の2割を超えない場合

指針に基づく算出式による小売店舗の必要駐車台数の内数として考えます。

② 併設施設的面積の合計が小売店舗の面積の2割を超える場合

指針に基づく算出式により算出された「小売店舗の必要駐車台数」に、併設施設の割合に応じ、以下に示す比率倍の必要駐車台数を整備することが最低限の目安となります。

「併設施設を含む施設全体の必要駐車台数」

= 「指針に基づく算出式による小売店舗の必要駐車台数」×比率(下表参照)

<比率>

併設施設の割合	比率式 (X : 併設施設の割合(%))
20%超~50%以下	$0.010X + 0.80$
50%超~80%以下	$0.008X + 0.90$
80%超(※2)	$0.002X + 1.38$

<算出例1>

(仮定条件) 小売店舗面積 : 5,000㎡ 併設施設面積 : 2,000㎡

指針に基づく小売店舗の必要駐車台数 : 200台

1 併設施設の割合 $2,000\text{㎡} \div 5,000\text{㎡} = 40\%$

2 比率 $0.010 \times 40 + 0.80 = 1.20$

3 施設全体の必要駐車台数 $200\text{台} \times 1.20 = 240\text{台}$

※1 併設施設的面積は、併設施設の営業の用に供する部分(一般に倉庫や調理場等は含まない。)を原則として、小売店舗の面積の考え方に準じて算出します。

- ※2 併設施設の割合が小売店舗より過大になる場合（100%を超える場合）には、併設施設の具体的な集客状況等を勘案して、比率式の適用を検討する必要があります。
- ※3 大規模なシネマコンプレックスのように併設施設のみへの来客割合が大きい施設など、小売店舗の集客に影響を与えないと考えられるような併設施設の場合には、上記比率式は適用できませんので、併設施設の面積の割合に関わらず、当該施設の収容能力、利用時間、回転率等をもとに必要駐車台数を算出してください。

＜算出例2＞

（仮定条件）小売店舗面積：10,000㎡ 併設施設面積：11,000㎡

併設施設のうち併設施設のみへの来客割合が大きい施設の面積：5,000㎡

指針に基づく小売店舗の必要駐車台数：700台

併設施設のうち併設施設のみへの来客割合が大きい施設の必要駐車台数
：500台

1 併設施設の割合 $(11,000\text{㎡} - 5,000\text{㎡}) \div 10,000\text{㎡} = 60\%$

2 比率 $0.008 \times 60 + 0.90 = 1.38$

3 施設全体の必要駐車台数 $700\text{台} \times 1.38 + 500\text{台} = 1,466\text{台}$

- . 小売店舗と比較にならない規模の集客力を有する併設施設の場合（小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場合）

大規模な併設施設の必要駐車台数の根拠等をもとに、小売店舗の必要駐車台数を判断します。（法に基づく届出上は、併設施設の必要駐車台数のうち小売店舗に係る必要駐車台数を届出する必要があります。この場合、小売店舗の必要駐車台数の算出にあたっては、指針に基づく小売店舗の必要駐車台数の算出式を使用することも可能です。）

2 駐車場の位置及び構造等

(1) 駐車場の設置に当たっての配慮

・ 配慮事項がある場合は記載してください。

項目 [例]	具体的な内容
自動車、歩行者等の導線分離	
近隣居住者への騒音	

(2) 交通への支障を回避するための方策等

・特別な対策をとっている場合は記載してください。

項 目 [例]	具体的な内容
交通整理員の配置	配置場所：別添建物配置図に記載のとおり 配置人数： 配置日・時間帯：

・イベントや売出しの開催時等特別な時期に限った対策を実施する場合にも記載してください。

2 駐輪場（原動機付き自転車の駐車を含む。）の確保等

(1) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場の位置	構 造	収容台数	面 積
A棟南側		台	m ²
B棟北東側		台	m ²

※ 「構造」は、平面式、立体式、機械式等の別を記載してください。

(2) 駐輪場台数の予測の結果と算出根拠

・独自に算出した場合は、次のように記載してください。

項 目	予測数値	予測数値の根拠等
日来店客数	人/日	
ピーク率	%	
自動車分担率	%	
平均駐輪時間	分	
必要駐輪台数	台	

・調査結果に基づく予測を行った場合は、当該調査結果を添付してください。

(3) 駐輪場の管理体制等の配慮事項

・ 配慮事項がある場合は記載してください。

項 目 [例]	具体的な内容
出入口の配置	
交通整理員の配置	配置場所：別添建物配置図に記載のとおり 配置人数： 配置日・時間帯：
営業時間外の管理等	

(4) 駐輪場案内の表示方法

※ 看板の掲出等、表示方法を具体的に記載するとともに、表示場所等の位置を図面上に示してください。

3 自動二輪車の駐車場の確保

・ 自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれる場合は記載してください。

駐車場の位置	構 造	収容台数	面 積
		台	㎡
		台	㎡

4 荷さばき施設の整備等

(1) 荷さばき施設の面積・構造

荷さばき施設 の位置	同時作業処理能力		待機スペース の有無・広さ	防音等の対策
	車両の大きさ	台数		
		台	有 ・ 無 (広さ m × m)	

(2) 搬出入車両専用の出入口

出入口の位置	位置の設定（設置しない）理由等

5 経路の設定等

- ・ 設置者が特別に行う交通対等がある場合は記載してください。
- ・ 事前相談において指摘事項があった場合の対応策、公共交通計画等との連携等があれば、具体的に記載してください。

6 その他地域住民の利便等の確保のために配慮する事項

- ・ 特記すべき事項がある場合は記載してください。

(1) 歩行者の通行の利便の確保等

項 目 [例]	具体的な内容
施設内の通路の位置等	
荷さばき施設の配置等	
夜間照明設備の設置等	

(2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

[廃棄物の減量化及びリサイクル活動の推進方策]

[地域住民等への情報公開の方法]

(3) 防災・防犯対策への協力

[防災対策への協力の内容]
自治体からの協定等の締結要請の有無：（有・無）
要請があった場合の対応：

[防犯対策への協力の内容]

7 騒音の発生に係る事項

(1) 荷さばき作業に伴う騒音対策

項 目 [例]	具体的な内容
施設の十分なスペースの確保	
施設の屋内化	
作業場所の床の段差の回避	
作業場所の床の緩衝機能素材の採用	
施設の内装面の吸音材の使用	
作業時間の特定	
車両のアイドリングの禁止の徹底	
低騒音型の機器の導入の促進	
作業人員への騒音防止意識の徹底	

(2) 営業宣伝活動に伴う騒音対策

項 目 [例]	具体的な内容
屋外放送設備の使用の制限	
実施時間帯の特定	
音量の低減	
拡声器等の配置場所	

(3) 冷却塔、室外機等に係る騒音対策

項 目 [例]	具体的な内容
機器周辺の遮音措置	
低騒音機器の導入	
機器周辺の吸音処理	
振動防止措置	

(4) 給排気口等に係る騒音対策

項 目 [例]	具体的な内容
吹き出し口等の形状の検討	
ダクト等の吸音等の調整	
低騒音型の送付機等の導入	

(5) 駐車場に係る騒音対策

項 目 [例]	具体的な内容
駐車場の屋内化等	
立体駐車場等における防音対策	
低騒音舗装	
床の段差の回避	
利用時間帯の制限	
誘導員・監視員による見回り等	
アイドリング防止の呼びかけ等	
深夜・早朝等の適切な管理	

(6) 廃棄物収集作業等に係る騒音対策

項 目 [例]	具体的な内容
回収時間帯の制限	
処理業者の騒音抑制意識の向上	
施設の配置等	

(7) その他の騒音対策

項 目 [例]	具体的な内容
遮音壁等の設置	
住居等との距離の確保	

8 廃棄物の保管

・廃棄物対策として行う事項がある場合は記載してください。

(1) 廃棄物保管施設

容量	面積	排出方法	洗浄設備	冷蔵設備等の有無	附属設備の概要
m ³	m ²		箇所	有 ・ 無 (その理由)	

※ 「附属設備の概要」欄は、換気設備・脱水処理機・生ごみ処理機・空き缶選別機・発泡スチロール溶融機等について記載してください。

(2) リサイクル品（再利用対象物）保管施設

容量	面積	附属設備の概要	施設の位置	混入防止対策
m ³	m ²		別添平面図に記載のとおり	

※ 「混入防止対策」欄は、リサイクル品が一般の廃棄物に混入しない場所に施設を設置するなどの対策について記載してください。

(3) その他廃棄物の保管に係る事項

項 目 [例]	具体的な内容
廃棄物等の分別の実施	
中間処理時の悪臭対策	
保管施設の密閉性確保	

9 廃棄物等の処理

- ・現時点の計画の範囲で記載してください。
 - ・店舗が立地する市町村の収集計画に沿った形で計画を策定してください。
 - ・分別する廃棄物の種類ごとに記載してください。
- (例) 生ごみ、可燃物、不燃物、段ボール、ペットボトル、牛乳パック、空き缶、空き瓶、トレー、発泡スチロール等

(1) 廃棄物等の運搬方法

項 目	生 ご み	○ ○ ○ ○
運搬の方法	自社で運搬 ・ 業者委託 その他 ()	自社で運搬 ・ 業者委託 その他 ()
	収集車の種類 ()	収集車の種類 ()
予定業者等		
運搬の頻度		

(2) 廃棄物等の処理方法

項 目	生 ご み	○ ○ ○ ○
処理の方法	敷地内処理 敷地内中間処理 敷地外処理 その他 ()	敷地内処理 敷地内中間処理 敷地外処理 その他 ()
処理予定業者等		
処理の具体的な方法		
処理関連設備の内容		
処理施設の防音対策		
処理施設の配置	別添配置図のとおり	別添配置図のとおり

※ 「敷地内中間処理」とは、圧縮機等による処理をいう。

- ・「処理の具体的な方法」「処理関連設備の内容」「処理施設の防音対策」「処理施設の配置」については、「敷地内処理」の場合のみ記載してください。

(3) 廃棄物等の減量・リサイクル計画

・店舗が立地する市町村の条例に基づくなどして廃棄物等の減量・リサイクル計画を立てている場合に記載してください。

廃棄物の種類 [例]	発生予測量 (t/年) A + B	ごみ処分量 (t/年) A	資源化量 (t/年) B
段ボール			
空き缶			
空き瓶			
ペットボトル			
牛乳パック			
その他可燃ごみ			
その他不燃ごみ			
合 計			

(4) 小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法

・小売業者ごとに運搬・処理を行う場合のみ記載してください。

・廃棄物の種類ごとにできるだけ詳細に記載してください。

(例) 空き缶→再資源化のため、資源化業者に引渡し

小売業者の氏名又は名称	廃棄物等の運搬・処理の具体的方法

(5) 食品加工場（鮮魚や精肉加工の場、惣菜の調理場）等計画

- ・食品加工場がある場合のみ記載してください。
- ・併設施設の事業活動に伴う悪臭の発生についても、小売店舗と同様の配慮を行うことが望まれます。

面	積	m ²
配	置	別添図面のとおり
加工の具体的内容		
廃棄物の種類		
運搬・処理・調理臭対策の具体的方法		

10 街並みづくり等への配慮に関する事項

(1) 街並みづくり等への配慮事項

- ・特記すべき事項があれば記載してください。

--

(2) 景観への配慮事項

- ・特記すべき事項があれば記載してください。

--

(3) 光害の発生に対する配慮事項

- ・特記すべき事項があれば記載してください。

--

(4) その他の配慮事項

- ・敷地内の緑化計画など、特記すべき事項があれば記載してください。

--

〔6〕 添付図面（指針配慮事項分）

- ・ 指針配慮事項に添付する図面については、以下の事項を参考にして作成することができます。
- ・ 配慮事項の記載内容に応じて、図面の種類及びその記載項目を選択して提出してください。
- ・ ただし、項目によっては、届出書・添付書類の周辺見取図・建物配置図に一括して記載することも可能です。
- ・ なお、1枚の図面にまとめることが困難な場合は、別葉の図面としてもかまいません。
- ・ 図面には、縮尺及び方位を必ず明記してください（図面が2枚以上に図面を分かれる場合には、縮尺を統一してください。）。

図面の種類	併用可能な図面の種類	記載項目等
1 周辺見取図 (縮尺目安： 1/2, 500) 隣接地の用途 現況及び街づく り計画等の範囲 が分かる図面	(1) 歩行者の通行の利便の確保のための計画	
	① 歩行者通路図面	・敷地周辺の歩行者通路
	(2) 廃棄物等の運搬・処理に関する図面	
	① 廃棄物運搬車両の運行経路	・廃棄物運搬車両の運行予定経路
2 建物配置図 (縮尺目安： 1/200～500) 店舗の用に供 する部分その他 の施設、駐車場、 併設施設等の配 置が分かる図面	(1) 自動二輪車専用駐車スペースの図面 ※自動二輪車専用の駐車スペースを設ける場合	
	(2) 歩行者の通行の利便の確保のための計画	
	① 歩行者通路図面	・敷地内の歩行者通路
	② 夜間照明等の配置図	・敷地内に設置予定の夜間照明灯等の配置
	(3) 発生する騒音への一般的対策に関する図面（緑地帯等を図示する。）	
	(4) 廃棄物等の運搬・処理に関する図面	
	① 廃棄物運搬車両の運行経路	・敷地内における運行経路
	② 廃棄物処理施設・食品加工工場等の配置図	・廃棄物処理施設、食品加工工場等の位置及び隣接地の用途 ※敷地内処理又は食品加工工場がある場合
	(5) 景観への配慮に関する図面 ※特記すべき事項がある場合	

	(6) 街並みづくり等への配慮に関する図面	
	① 屋外照明・広告塔照明の配置図	・屋外照明灯、広告塔照明灯の位置
3 建物完成予想図 (縮尺の想定なし)	街並みづくり等への配慮に関する図面 (可能であれば、着色された建物完成予想図を添付)	

第10章 岩手県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱

岩手県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱

平成12年3月31日制定
平成12年9月20日一部改正
平成13年4月1日一部改正
平成19年7月31日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正

(趣旨)

第1 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法に基づく事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(法に基づく事務処理)

第2 法に基づく届出の受理、意見、勧告、公表、報告の徴収その他法の運用に関する事務は、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下単に「市町村」という。）を所管区域とする広域振興局（以下単に「広域振興局」という。）において行う。

2 商工労働観光部は、前項の事務を行う広域振興局に対して助言等必要な支援を行う。

(事前相談)

第3 広域振興局は、法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を行おうとする者（以下「届出予定者」という。）から、あらかじめ関係書類の提出等により出店計画等の概要の説明があった場合には、当該届出に係る受理等が円滑に行われるよう、当該届出の内容等をあらかじめ確認し、必要に応じて届出予定者に対して修正等の助言をするものとする。

2 広域振興局は、前項の確認にあたっては、届出予定者が市町村その他関係地方公共団体又は警察署、道路管理者等の関係行政機関から必要な助言を受けられるよう連携に努めるものとする。

(公告)

第4 法第5条第3項（第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。第5において同じ。）、第6条第6項、第8条第3項及び第6項並びに第9条第3項の規定による公告は、岩手県報により行う。

(縦覧)

第5 法第5条第3項並びに第8条第3項及び第6項の規定による縦覧（以下「縦覧」という。）は、広域振興局の経営企画部及び市町村の市役所又は町村役場（市町村が縦覧場所とすることをあらかじめ拒んだ場合を除く。以下同じ。）を縦覧場所として行うものとする。

2 広域振興局の経営企画部における縦覧時間は、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

3 市町村の市役所又は町村役場における縦覧時間は、前項に準ずるほか、市町村が別に定めることができるものとする。

4 広域振興局は、縦覧に供するため、法第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第8条第7項、第9条第4項並びに附則第5条第1項の規定による届出があったときは当該届出及び法第5条第2項（第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の添付書類（以下「添付書類」という。）の副本を、法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見があったとき並びに同条第4項の規定により意見を述べたときは当該意見の写しを、それぞれあらかじめ市町村に送付するものとする。

（届出等の提出部数）

第6 法第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項、第9条第4項及び附則第5条第1項の規定による届出に係る当該届出及び添付書類の広域振興局長への提出部数は正本1部及び副本7部とし、法第6条第1項の規定による届出に係る当該届出の広域振興局長への提出部数は正本1部及び副本4部とする。

2 法及び本要綱に基づく届出（前項において規定する届出を含む。）並びに申出等において、県意見を判断するため等必要とされる場合にあつては、合理的な範囲内で広域振興局が別途副本の提出部数を指示するものとする。

（軽微な変更）

第7 広域振興局長は、法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第4項の規定により第6条第2項の規定による届出とみなされる附則第5条第1項の規定による届出を含む。以下同じ。）をした者から、法第6条第4項ただし書の経済産業省令に定める軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）として認めるよう、様式第1号により申出があった場合には、当該申出の適否を判断のうえ、様式第2号によりすみやかに回答するものとする。

2 広域振興局長は、前項の判断にあたって、あらかじめ市町村の意見を聴くことができるものとする。

3 広域振興局長は、第1項の申出を認めたときは、市町村にその旨を通知するものとする。

（説明会の開催回数）

第8 広域振興局長は、法第7条第1項の規定による説明会（以下「説明会」という。）について、大規模小売店舗の周辺の住宅の密集状況及び交通の状態を考慮して、相当数の者が説明会に参加することが必要と認める場合には、施行規則第11条第1項ただし書の規定により開催の回数を指定するものとする。

2 広域振興局長は、前項の指定にあたって、あらかじめ市町村の意見を聴くことができるものとする。

3 広域振興局長は、第1項の指定をしたときは、様式第3号により当該指定に係る法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（軽微な変更に係る届出を除く。以下同じ。）をした者に対して当該届出のあった日から2週間以内に通知するとともに、市町村にその旨を通知するものとする。

（掲示による説明会）

第9 広域振興局長は、法第6条第2項の規定による届出をした者から、施行規則第11条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるよう、様式第4号により申出があった場合には、当該申出の適否を判断のうえ、様式第5号によりすみやかに回答するものとする。

2 広域振興局長は、前項の判断にあたって、あらかじめ市町村の意見を聴くことができるものとする。

3 広域振興局長は、第1項の申出を認めたときは、市町村にその旨を通知するものとする。
(説明会の開催公告)

第10 施行規則第12条第3号の都道府県が適切と認める方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に折り込み広告を出すこと
- (2) 市町村の協力を得て、市町村の公報又は広報紙に掲載すること
- (3) 印刷物を各戸配布すること
- (4) 第9第1項の規定による申出を認めたときに行う説明会にあつては、当該大規模小売店舗の立地する敷地の境界上の見やすい場所に掲示すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広域振興局長が適切と認める方法

(説明会の開催に係る意見)

第11 広域振興局長は、法第7条第1項の規定により説明会を開催する者から同条第3項の規定により意見を聴かれた場合は、当該大規模小売店舗の店舗面積及び周辺の地域特性等を踏まえ、当該説明会の参加者の参集のしやすさを考慮して意見を述べるものとする。

(説明会の開催が不可能な事由)

第12 広域振興局長は、法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出をした者から、説明会を開催することができない事由を法第7条第4項の経済産業省令で定める事由として認めるよう、様式第6号により申出があった場合には、当該申出の適否を判断のうえ、様式第7号によりすみやかに回答するものとする。

2 広域振興局長は、前項の判断にあたって、あらかじめ市町村の意見を聴くことができるものとする。

3 広域振興局長は、第1項の申出を認めたときは、市町村にその旨を通知するものとする。

4 施行規則第13条第2項第3号の都道府県が適切と認める方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に折り込み広告を出すこと
- (2) 印刷物を各戸配布すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広域振興局長が適切と認める方法

(市町村の意見等)

第13 法第8条第1項の規定による通知及び同項の規定による意見聴取に係る照会は、様式第8号により行うものとする。

2 広域振興局長は、前項の照会に対する回答が、当該届出に係る法第5条第3項(第6条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公告の日から4月以内になされないときは、市町村が意見を有しないものとみなすことができる。

3 広域振興局長は、法第8条第3項の規定により、同条第1項の規定による聴取で大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年経済産業省告示第16号。以下「指針」という。)を勘案して市町村が述べた意見及び同条第2項の規定により指針を勘案して述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を縦覧に供するにあたっては、個人情報保護に配慮するとともに、公序良俗に反する内容の意見を公告及び縦覧の対象から除くものとする。

(県の意見)

第14 法第8条第4項の規定により意見を述べる時又は意見を有しない旨を通知するときは、様式第9号により行うものとする。

(届出事項を変更しない旨の通知)

第15 法第8条第7項の規定による通知は、様式第10号により行うものとする。

(勧告)

第16 法第9条第1項の規定による勧告は、様式第11号により行うものとする。

(公表)

第17 広域振興局長は、法第9条第1項の規定による勧告を受けた者が、法第9条第4項の規定による届出をせずに、当該勧告に係る大規模小売店舗の新設をし、若しくは変更をしたとき、又は変更をした事項について直ちに原状回復を行わないときは、正当な理由がなく当該勧告に従わないものとして、法第9条第7項の規定により公表することができる。

2 法第9条第7項の規定による公表は、岩手県報のほか、原則として県政記者クラブでの記者発表により行うものとする。

(関係行政機関の協力)

第18 広域振興局長は、法第8条第4項の規定により意見を述べるにあたり、又は、法第9条第1項の規定により勧告するにあたり、法第8条第1項又は第9条第1項の規定により市町村から聴取した意見だけでは十分ではないと認めるときは、法第12条の規定により市町村以外の関係地方公共団体又は警察署、道路管理者その他関係行政機関に資料の提出や説明、助言その他必要な協力を求めるものとする。

(報告の徴収)

第19 広域振興局長は、法第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項又は第9条第4項の規定による届出をした者(当該届出をした者の地位が承継された場合には、その承継した者。以下「設置者」という。)が、その届け出たところにより、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営しているか確認する必要がある場合には、法第14条第1項の規定により、設置者に対して施行令第4条第1項各号に掲げる事項に関し報告を求めるものとする。

2 広域振興局長は、前項の報告を求める場合において、特に必要がある場合には、法第14条第2項の規定により、当該大規模小売店舗において小売業を行う者に対して施行令第4条第2項各号に掲げる事項に関し報告を求めるものとする。

(罰則)

第20 広域振興局長は、法第17条から第21条まで又は附則第6条の規定により罰金又は過料に処すべき者がある場合には、商工労働観光部長にその旨を上申するものとする。

様式第1号（第7関係）

軽微な変更に係る申出書

年 月 日

広域振興局長 様

氏名又は名称
代表者の氏名
住 所

年 月 日付けでした〔大規模小売店舗の名称〕に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項（附則第5条第1項、附則第5条第3項において準用する同条第1項）の規定による届出について、当該届出に係る変更は下記のとおりでありますので、同条（同法第6条）第4項ただし書の経済産業省令に定める軽微な変更として認めるよう申し出ます。

記

- 1 当該変更に伴う大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響の変化について
- 2 当該変更を速やかに実施する必要性等について

(A4)

様式第2号（第7関係）

第 号
年 月 日

[届出者の氏名又は名称] 様

広域振興局長

軽微な変更について（通知）

年 月 日付けで標記に係る申出のあった[大規模小売店舗の名称]に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項（附則第5条第1項、附則第5条第3項において準用する同条第1項）の規定による届出について、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）第8条の規定により、当該届出に係る変更を同法第6条第4項ただし書の経済産業省令に定める軽微な変更として認めます（認めません）。

[以下の記載は認めない場合に限る。]

記

軽微な変更として認めない理由

(A4)

様式第3号（第8関係）

第 号
年 月 日

〔届出者の氏名又は名称〕 様

広域振興局長

説明会の開催回数の指定について（通知）

年 月 日付けであった〔大規模小売店舗の名称〕に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項（第6条第2項、附則第5条第1項、附則第5条第3項において準用する同条第1項）の規定による届出について、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）第11条第1項ただし書の規定により、同法第7条第1項の規定による説明会の開催回数を次のとおり指定しましたので、通知します。

記

開催回数 回

（A4）

様式第4号（第9関係）

掲示による説明会に係る申出書

年 月 日

広域振興局長 様

氏名又は名称
代表者の氏名
住 所

年 月 日付けでした〔大規模小売店舗の名称〕に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項（附則第5条第1項、附則第5条第3項において準用する同条第1項）の規定による届出について、当該届出に係る変更は下記のとおりでありますので、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるよう申し出ます。

記

当該変更に伴う大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響について

(A4)

様式第5号（第9関係）

第 号
年 月 日

[届出者の氏名又は名称] 様

広域振興局長

掲示による説明会について（通知）

年 月 日付けで標記に係る申出のあった〔大規模小売店舗の名称〕に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項（附則第5条第1項、附則第5条第3項において準用する同条第1項）の規定による届出について、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）第11条第2項の規定により、同条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認めます（認めません）。

[以下の記載は認めない場合に限る。]

記

大規模小売店舗立地法施行規則第11条同条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認めない理由

(A4)

様式第6号（第12関係）

説明会の開催が不可能な事由に係る申出書

年 月 日

広域振興局長 様

氏名又は名称
代表者の氏名
住 所

年 月 日付けでした〔大規模小売店舗の名称〕に係る大規模小売店舗立地法第5条第1項（第6条第2項、附則第5条第1項、附則第5条第3項において準用する同条第1項）の規定による届出について、下記事由により同法第7条第2項の規定による公告をした説明会を開催することができませんので、当該説明会を開催することを要しないものであることを認めるよう申し出ます。

記

説明会を開催することができない事由

(A4)

様式第7号（第12関係）

第 号
年 月 日

[届出者の氏名又は名称] 様

広域振興局長

説明会の開催が不可能な事由について（通知）

年 月 日付けで標記に係る申出のあった[大規模小売店舗の名称]に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項（第6条第2項、附則第5条第1項、附則第5条第3項において準用する同条第1項）の規定による届出について、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）第13条第1項の規定により、同法第7条第2項の規定による公告をした説明会を開催することができない事由が当該説明会を開催することを要しないものであることを認めます（認めません）。

[以下の記載は認めない場合に限る。]

記

説明会を開催することを要しないものであることを認めない理由

(A4)

様式第 8 号（第13関係）

第 号
年 月 日

市（町村）長 様

広域振興局長

大規模小売店舗に係る（変更、変更事項）届出について（通知）

このことについて、[大規模小売店舗の名称]に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項（第6条第2項、附則第5条第1項、附則第5条第3項において準用する同条第1項）の規定による届出を 年 月 日に受理し、同条（同条（同法第6条）第3項において準用する第5条）第3項の規定により 年 月 日に公告しましたので、同法第8条第1項の規定によりその旨通知します。

つきましては、同項の規定により貴市（町村）の意見を聴取しますので、当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を 年 月 日まで（当該公告の日から4月以内）に回答してください。

なお、回答にあたっては、当該意見の趣旨及び背景並びに勘案した「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年経済産業省告示第16号）の内容も記述してください。

（備考）当該届出及び添付書類の副本1部を添付すること。

（A4）

様式第9号（第14関係）

第 号
年 月 日

[届出者の氏名又は名称] 様

広域振興局長

大規模小売店舗に係る（変更、変更事項）届出について（通知）

年 月 日付けであった[大規模小売店舗の名称]に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項（第6条第2項、附則第5条第1項、附則第5条第3項において準用する同条第1項）の規定による届出について、同法第8条第4項の規定により、次のとおり意見を述べます（意見を有しない旨通知します）。

[以下の記載は意見を述べる場合に限る。]

記

(A4)

様式第10号（第15関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出を変更しない旨の通知書

年 月 日

広域振興局長 様

氏名又は名称
代表者の氏名
住 所

年 月 日付け 第 号で大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定による意見が述べられた〔大規模小売店舗の名称〕に係る同法第5条第1項（第6条第2項、附則第5条第1項、附則第5条第3項において準用する同条第1項）の規定による届出について、同法第8条第7項の規定により、当該届出を変更しない旨通知します。

- (備考) 1 届出事項以外の添付書類等を変更する場合には、その概要を記載するとともに、変更後の当該添付書類等を添付すること。
2 ※印の項は記載しないこと。

(A4)

様式第11号（第16関係）

第 号
年 月 日

[届出者の氏名又は名称] 様

広域振興局長

大規模小売店舗に係る（変更、変更事項）届出について（勧告）

年 月 日付けであった[大規模小売店舗の名称]に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項（第6条第2項、附則第5条第1項、附則第5条第3項において準用する同条第1項）の規定による届出について、同法第9条第1項の規定により、次のとおり勧告します。

記

- 1 とるべき必要な措置
- 2 1の理由

(A4)